

次期総合センター整備構想策定事業 報 告 書

平成 28 年 3 月

小 国 町

株式会社 シンクタンクみらい

目 次

第1章 次期総合センター整備構想策定の趣旨.....	1
1-1 次期総合センター整備構想策定の背景.....	1
1-2 整備構想の策定 ～次期総合センター整備の必要性～.....	7
1-3 整備構想の性格	7
第2章 住民意識調査結果からみた次期総合センターへの期待.....	8
2-1 調査の概要.....	8
2-2 調査結果の概要	10
2-3 調査結果のまとめ ～次期総合センターの整備に向けて～.....	22
第3章 次期総合センター整備に向けた基本方針.....	23
3-1 次期総合センターの位置づけ	23
3-2 次期総合センターの基本理念.....	23
3-3 次期総合センターの基本方針.....	24
第4章 次期総合センターの施設整備に係る基本構想.....	27
4-1 施設整備に際しての配慮事項.....	27
4-2 施設整備に向けた基本的な考え方.....	28
4-3 導入すべき機能の方向性.....	29
4-4 施設構成と概略規模	34
4-5 施設整備の候補地.....	36
4-6 運営主体と運営方法	40
4-7 「小さな拠点」とのネットワーク化	47
第5章 次期総合センターの実現化に向けて.....	50
5-1 事業化手法の検討.....	50
5-2 施設整備・施設運営における町民参画に向けて	55
5-3 今後の検討課題	59
【参考資料：施設整備の例示】.....	60

第1章 次期総合センター整備構想策定の趣旨

1-1 次期総合センター整備構想策定の背景

1) おぐに開発総合センターの整備の背景と果たしてきた役割

「おぐに開発総合センター」（以下、「現総合センター」という。）は、昭和43年に開館した。当時、我が国は高度経済成長時代の中にあつて、都市部に偏重した産業構造のもと、地方から都市部へ労働力として多くの壮年層や若者が移動した。そのため、地方では人口減少にともなう過疎化が進展し始めた。国は全国的に均衡ある発展を目指すため全国総合開発計画を策定し、地方に道路・港湾・鉄道・農業施設の一層の整備を行い、地方本来の産業である農林水産業の振興を図ると同時に、都市部に偏在している企業群の地方への誘致を進めた。

また、大学をはじめとする高等教育施設は都市部、特に大都市部に所在し、高校卒業後多くの若者は進学のため大都市部へ移動し、そのまま企業に就職したため、地方では若者層・壮年層が減少しているいびつな人口構造が出現した。また、著しい経済成長の結果、所得の向上と自由時間の増大が見られ、都市部住民を中心として、文化芸術への欲求、すなわち自ら文化活動を行い、質の高い芸術を鑑賞することが日常的に行われ始めた。国としてもそのような文化的欲求に応えるため、昭和43年に文化庁を設置し、文化予算の増大や芸術団体への助成、国立の歌舞伎座である国立劇場をオリンピックに併せて開場するなどの文化諸施策を行ったが、そのような施策の恩恵に浴したのは都市部の一部住民に限られた。1970年代後半から80年代になると、「地方の時代」「文化の時代」の名の下、地方重視策が大平内閣によって進められ、また文化に関心ある自治体首長の主導によって、地方での文化活動は住民主体に「文化の行政化」が行われた。

現総合センターは、まだ「地方の時代」「文化の時代」より10年以上前に、地方行政の専門家の適切なアドバイスと当時の小国町長の決断により、小国町住民を一義的に考えた住民福祉・文化活動享受のための施設として整備された。施設整備に際しては、町の中心部において都市的機能を享受できる拠点施設として、周辺地区を支える基幹施設の整備とともに重層的に位置づけられて計画された集会機能、保健福祉機能、社会教育機能等を備えた複合施設であり、長期的展望に立って産業・生活の両面から地域の振興を図る目的から整備されている。

そのため、当時予想された地方の人口減や過疎化による住民の行動・意識や地方を取り巻く社会経済的諸情勢の大きい変化を考慮に入れた先進的なモデル的施設であったことから、その後の多くの地方の福祉・文化施設の整備・計画・設計に大きな影響を与えた。

一方で、現総合センターも開館後半世紀を経て、施設面での老朽化が相当進み、また開館整備当時とは社会経済状況が大きく異なっている。具体的には、高度経済成長の後のバブル期、「失われた20年」と言われる90年代から2010年頃にかけての低成長期を経て、2011年の東北大震災による東北全体の復旧が十分でない社会経済活動、全国的に進む少子高齢化などから小国町を取り巻く環境も半世紀前よりも厳しい状況となっている。

また、現総合センターが開館した当時にはなかった企業の経営のノウハウを地域社会に生かしていくとするソーシャル・ビジネスやNPOなど地域住民と専門家との一体的地域づくり、住民が主体的に行う地域に根ざしたスモール・ビジネスや文化活動等が今日では見られ始めている。

このような中で、現総合センターの今日までの利用状況をみると、小国町の人口あたりの利用件数は、ほとんど変化はなく、完成当時の機能の一部は他の施設が担う経緯を辿りつつも、長年にわたり各種のサークル活動や発表会、会合、図書室機能など、町民の文化活動や社会教育ニーズの受け皿として、恒常的に大きな役割を果たしてきた。

したがって、次期総合センターの整備に際しては、これまで現総合センターが果たしてきた機能を継承しつつも、次世代にふさわしい新たな地域づくりの拠点施設としての整備が求められている。

表－1 おぐに開発総合センターの利用状況

年度	総人口： A(人)	開所日数： B(日)	会場利用 件数：C	1日あたり 利用件数 C/B	年間利用 人数：D	1人あたり 利用回数 D/A	図書室利 用人数：E (人)	E/A	児童館利 用人数 (人)	温泉利用 人数：F (人)	1人当たり 利用回数 F/A
昭和43年度	14,989	108	464	4.3	33,589	2.2	5,589	0.4			
44	14,712	300	1,609	5.4	126,342	8.6	15,589	1.1	8,591		
46	13,935	301	1,726	5.7	134,887	9.7	16,982	1.2	9,507		
48	13,290	306	1,576	5.2	136,754	10.3	14,678	1.1	9,355		
50	12,999	300	1,629	5.4	110,136	8.5	13,238	1.0	8,657		
52	12,594	300	1,545	5.2	93,621	7.4	10,414	0.8	8,181		
54	12,468	299	1,609	5.4	94,754	7.6	9,273	0.7	9,223		
56	12,268	299	1,589	5.3	73,818	6.0	7,190	0.6	8,392		
58	12,174	301	1,744	5.8	52,246	4.3	8,836	0.7	7,146		
60	12,148	300	1,565	5.2	38,136	3.1	6,387	0.5	4,868		
62	12,000	303	1,573	5.2	35,587	3.0	7,745	0.6	5,646		
平成元年度	11,739	302	1,695	5.6	37,683	3.2	7,817	0.7	4,810		
3	11,534	296	1,457	4.9	31,756	2.8	7,291	0.6	7,583	2,124	0.2
5	11,199	289	1,303	4.5	29,132	2.6	6,818	0.6		7,234	0.6
7	11,003	347	1,549	4.5	31,055	2.8	8,558	0.8		9,604	0.9
9	10,835	341	1,429	4.2	25,649	2.4	7,862	0.7		11,986	1.1
11	10,673	345	1,100	3.2	18,601	1.7	9,578	0.9		12,557	1.2
13	10,399	341	1,209	3.5	22,225	2.1	9,145	0.9		6,981	0.7
15	11,201	340	1,246	3.7	18,228	1.6	9,684	0.9		11,144	1.0
17	9,893	341	1,227	3.6	20,354	2.1	10,322	1.0		10,858	1.1
19	9,569	317	1,199	3.8	19,207	2.0	8,928	0.9		11,103	1.2
21	9,252	298	1,105	3.7	18,971	2.1	7,622	0.8		11,159	1.2
23	8,981	299	1,040	3.5	14,753	1.6	7,207	0.8		11,505	1.3
25	8,597	298	1,170	3.9	16,286	1.9	6,638	0.8		11,451	1.3

注：小国町資料による

2) 上位計画における位置づけと次期総合センターとの関連

現在、国の地域政策としては、地方の過疎化や少子化を現在以上進行することを防ぐことが喫緊の課題となっている。平成 26 年に「消滅自治体」がマスコミ等で発表されて以来、国は東京への集中を防ぎ、地方の雇用安定、地域づくり、農林水産業の第 6 次産業化などを目標として、自治体から提言された支援策に対する国からの助成を規定した地方再生法の改正法、「まち・ひと・しごと創生法」を同年秋に公布・施行した。そして平成 27 年度からは、関連事業費が予算化されている。それに先立つ平成 26 年 7 月には 2050 年を計画完成年次とした国土づくりの理念を述べた総合的計画である『国土のグランドデザイン 2050』が策定されているが、同趣旨のことが規定されている。

また、文化戦略の一環として文化芸術振興基本法が 21 世紀に入った直後に策定され、それに基づく文化振興基本計画や『文化芸術による元気な日本復活プラン』においては、「地域への愛着を持ち、伝統と創造力に裏づけされた生活・文化の魅力を活かし、地域活力を育てること」が重用視されている。

山形県においても第 3 次山形県総合発展計画が平成 22 年に策定され、少子高齢化・地域社会の崩壊防止とその再生対策が規定されている。特に地域資源を生かした地域力の見直しによる住民の生活の質の向上が目標として定められ、「山形ならではの自然と共生の文化」による地域づくりが施策の方向とされている。

国・県の基本計画や主要政策に共通していることは、地域社会の崩壊とその再生をいかに行うかということであり、そのための方策として「地域固有価値の発見と創造」を概念に、地域産業のパラダイム転換や再構成、地域を構成する住民の生き活きとした主体的活動の促進とそれを支える質の高い暮らしやすい環境整備であり、結果として都市部等からの地方への人口移動を目指しているのが特徴的である。質の高い生活には経済的所得向上も必要であるが、地域住民の自由時間の生かし方を工夫することが求められている。自由時間の質的向上のためには、地域伝統芸能などへの主体的参加などの活動のほか文化芸術面での鑑賞機会の確保充実が必要といえる。文化芸術活動は、優れた作品に触れるだけでなく自ら活動することが重要であり、そのためのスペースの確保が住民活動に大きく寄与すると言われる。

あわせて、国の施策や住民が自主的に行っている地域づくりに共通していることは、「地域の資源」を見つけ出し、それを資本化し労働と予算を投下して住民福祉や地域経済にプラスの効果を見つけ出すことといえる。つまり、「ほかにはない、オンリーワン」の地域を目指すことで、類似の地域社会との差別化を図り、地域間で不当な競争に巻き込まれない態度である。それと並んで、住民同士や外部の専門家などを交えた協働活動によるソーシャル・ビジネスなどの利益追求型でない住民福利と雇用確保を目指した地場産業の創出や公的施設の運営も重要と考えられる。

次期総合センターの機能の検討に際しても、これらの国・県・町の計画と整合性を図った上で、地域社会を支えるインフラの主要な一つとして、施設面と運営面双方からの検討が求められている。現在実行中の小国町総合計画基本計画では、小国町的生活文化・生活技術の継承と発展を図り、雪国「おぐに」の魅力と誇りを将来にわたり継承するための地域づくりの土台として「山の暮らし伝承創造機構(仮称)」が明示されていることから、次期総合センターの整備に向けては、機構の果たす役割も期待される。

表－2 本構想の策定にあたり参照した主な国、県の上位計画

計画等の名称	策定年次	策定主体	計画期間
国土形成計画	平成 20 年 7 月	国土交通省	概ね 10 年間
東北圏広域計画	平成 21 年 8 月	国土交通省	概ね 10 年間
文化芸術の振興に係る基本的な方針	平成 23 年 2 月	文部科学省	概ね 5 年間
「国土のグランドデザイン 2050」	平成 26 年 7 月	国土交通省	2050 年を目途
第 3 次山形県総合発展計画	平成 22 年 3 月	山形県	概ね 10 か年
やまがた文化振興プラン	平成 18 年 3 月	山形県	概ね 10 年間
第 4 次山形県生涯学習振興計画	平成 25 年 3 月	山形県	5 年間

3) 地方創生総合戦略との関係

国は、平成 26 年 11 月に成立施行された「まち・ひと・しごと創生法」にもとづき、50 年後に 1 億人程度の人口を維持することを目指して人口動向を分析し、将来展望を示す「長期ビジョン」と、2020 年までに取り組む地域活性化策や工程表を盛り込んだ「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「国総合戦略」という。）をまとめ、同年 12 月 27 日に閣議決定した。

国の総合戦略では、平成 27 年度から 5 カ年計画で、地方で 30 万人分の若者の雇用を創出することや、東京圏からの転出者を 4 万人増やすことなどの数値目標を掲げ、企業の地方拠点機能の強化、地方への人材還流及び移住の促進、地方での人材育成など、地方創生の具体的な施策が掲げられているとともに、都道府県や市町村には、独自の政策と数値目標を盛り込んだ「地方版総合戦略」を平成 27 年度中に策定することが求められている。

現総合センターは、当時の総合戦略ともいえるべき「生活圏整備構想」に基づく拠点施設であり、次期総合センターはその後継施設としての役割が求められている。

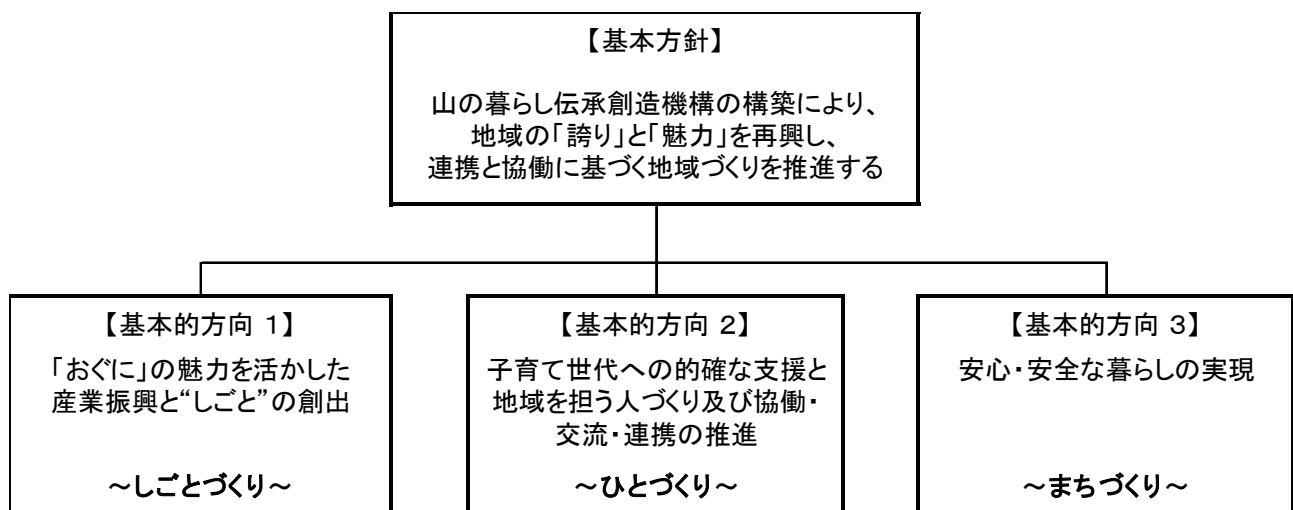
すなわち、次期総合センターについても半世紀を超えて「地域づくり」の拠点施設であること、また、「地方版総合戦略」に求められている「地方における雇用を創出する」、「地方への新しい人の流れをつくる」、「若い世代への結婚や子育て等の希望をかなえる」、「時代にあった地域をつくり、地域と地域を連携する」の 4 つの基本目標や中山間地域におけるコンパクト&ネットワークの地域づくり戦略の実現に向けた中核的な施設の整備構想として位置付けられる。

このため、その整備に向けた検討に際しては、「地方版総合戦略」の策定との連携・整合を図りながら、将来の地域づくりに向けて幅広く住民のニーズを把握することにより、地方版総合戦略の中で新しい地域運営の中核施設として次期総合センターの整備構想を位置付けていく必要があるものと考えられる。「小国町地域創生総合戦略」では、第 4 次総合計画基本計画（後期）と連動しながら、図－1 に示す方針により、今後の地域整備の方向性を掲げている。

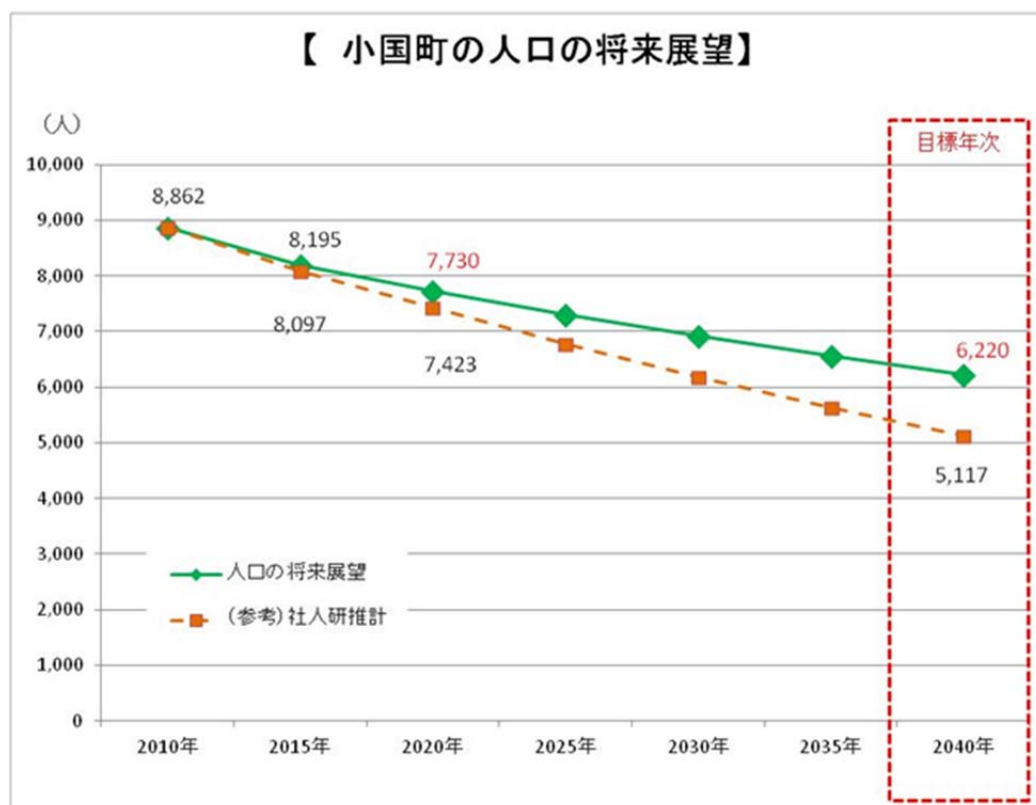
以上の諸計画・諸施策には、人口動向がきわめて重用視されているが、地域社会の存続や再構成には住民構成員の人口やその年齢構成が反映されるからである。次期総合センターの機能面での検討の際は、人口構成は、利用者数と利用率並びにセンター運営費と町の財政負担に直接的に影響を与えることから、人口推移を十分考慮していく必要がある。

そこで、「小国町人口ビジョン」における将来人口推計の結果を図－2 に示した。

現総合センターが建設された当時の小国町の人口は、約 1.4 万人であったが、2015 年時点で約 4 割減少しており、地方創生総合戦略による施策が十分行われたとしてもビジョン目標年次の 2040 年時点では、現時点よりさらに約 2 割強減少することが推計されている。



図－1 小国町地域創生総合戦略における基本方針と基本方向



図－2 小国町人口ビジョン(平成 27 年 10 月策定)における将来人口推計

1－2 整備構想の策定 ～次期総合センター整備の必要性～

現総合センターは、建設後、約半世紀が経過し、施設の老朽化が進みつつあり、耐震補強や高齢化対応など、大規模な改修が必要となってきた。

また、時代の変遷とともに、建設当時の機能の一部は他の公共施設が担っていること、住民が主体となった地域づくりへの取組や参画の場が新たに求められていることなど、地域の中核拠点としての位置づけや役割、機能についても見直しが求められている。

さらに、我が国が本格的な人口減少社会を迎える中で、小国町の向こう半世紀を見据えた地域づくりのあり方においても、持続可能な地域社会を維持・形成していく上では、新たな視点から地域整備の方向性や拠点施設の位置づけ、役割を検討することが必要となっている。

このため、現総合センターに替わって、これからの小国町の地域づくりのシンボルとして、地域づくりの中核的機能や地域創生機能を備えた新たな複合的な機能を有する総合施設を新たに整備していくため、本整備構想を策定する。

1－3 整備構想の性格

本整備構想は、新たな複合的な機能を有する次期総合センターの検討・整備に向けて、施設に求められる機能や構成、施設の規模、施設運営のあり方等について、全国的な動向等も踏まえながら、基本となる考え方を包括的にとりまとめたものである。

具体的な施設整備の内容や方法、建設適地の選定等については、基本計画、実施設計等の段階において検討を深めていくものとする。

第2章 住民意識調査結果からみた次期総合センターへの期待

2-1 調査の概要

次期総合センターは、現総合センターの後継施設として、次代の「地域づくり」の拠点施設としての役割を担うものであり、地方版総合戦略に求められている「地方における雇用を創出する」、「地方への新しい人の流れをつくる」、「若い世代への結婚や子育て等の希望をかなえる」、「時代にあった地域をつくり、地域と地域を連携する」の基本目標や中山間地域におけるコンパクト＆ネットワークの地域づくり戦略と軌を一にした施設整備構想であることから、地方版総合戦略の策定と連携・整合させながら、将来の地域づくりに向けて幅広く住民のニーズを把握し、地方版総合戦略の中で新しい地域運営の中核施設として次期総合センターの整備構想を位置付けていく必要があるものと考えられる。

このため、「小国町地域創生総合戦略」の策定に向け実施した住民等意識調査において、次期総合センターに関わる設問を設定し、幅広くニーズ等の把握を行った。住民等意識調査の概要は以下の表-3に示すとおりであり、各調査対象毎の全体の質問構成は表-4のとおりである。

なお、アンケート調査では、住民等の次期総合センターに対する率直な意見を得るという趣旨から、各調査票において現総合センターは「現センター」、次期総合センターは「次期センター」と表現し、以降の集計分析においても同表現を踏襲した。

表-3 住民等意識調査の実施概要

調査の種類	①一般住民調査	②中学生・高校生調査	③小国町出身者調査
調査の対象	小国町在住者 (18歳以上全員)	小国町在住の中学生、高校生 全員	山形おぐに会会員 小国郷人会会員
調査の方法	駐在員を介して、各世帯に必要な票数(住基ベース)を配布、各家庭にて一人ひとり回答の上、世帯分をまとめて隣組長に提出、駐在員経由で回収		両会の会員宛に郵送配布、郵送回収
配布対象数	対象世帯:全3,018世帯 対象:全世帯人員6,907票	対象世帯:全392世帯 対象:中学生、高校生472票	349人
回収数	回収世帯数:2,351世帯 回収票数:5,377票(77.9%)	回収票数:316票(66.9%)	208票(60.0%)
有効回答数	白紙(無効票):598票 有効回答数:4,779票	白紙(無効票):19票 有効回答数:297票	白紙(無効票):0票 有効回答数:208票(60.0%)
次期総合センターに関わる設問	○現センターの利用状況 SQ 現センターの利用目的 ○次期センターに必要な機能 SQ 特に利用したい機能 ○将来に残すべき山村文化 ○山村文化を残すために必要な取組	○現センターの利用状況 SQ 現センターの利用目的 ○次期センターに必要な機能 SQ 特に利用したい機能	○現センターの認知度 SQ 現センターの利用状況 SQ 現センターの利用目的 ○次期センターに必要な機能 ○将来に残すべき山村文化 ○山村文化を残すために必要な取組

表－4 アンケート調査の全体構成

①一般住民調査	②中学生・高校生調査	③小国町出身者調査
I. 属性 Q1.性 Q2.年齢 Q3.職業 Q4.配偶者と子どもの有無 Q5.家族構成 Q6.居住地区 Q6-1 居住年数 Q6-2 転居等の履歴	I. 属性 Q1.性 Q2.学年 Q3.兄弟姉妹の有無 Q4.居住地区 Q5.居住期間	I. 属性 Q1.性 Q2.年齢 Q3.職業 Q4.配偶者と子どもの有無 Q5.家族構成 Q6.現在の居住地
II. 小国町の魅力・イメージ Q7.小国町の良いところ Q8.小国町のマイナスイメージ Q9.小国町への愛着の度合	II. 小国町の魅力・イメージ Q6.小国町の良いところ Q7.小国町に住んで不満なところ Q8.小国町への愛着の度合 Q9.小国町が好きか	II. 小国町の魅力・イメージ Q7.小国町の良いところ Q8.小国町のマイナスイメージ Q9.小国町への愛着の度合
III. 日常生活の状況 Q10.生活環境の満足度 Q11.普段の生活で困っていること Q12.自治区(集落)での問題点 Q13.地域活動への参画状況 Q14.将来の居留意向 SQ14-1.移り住みたい地域	III. 地域活動等への参加状況 Q10.地区行事や活動への参加状況 Q11～12.今後参加してみたい活動 Q13.卒業後の進路の希望 Q14.将来就きたい職業 SQ14-1.町内での職業の有無 Q15.小国町での将来の居住の意向 SQ15-1.町で暮らしたい理由 SQ15-2.町に戻らない理由	III. 小国町との関わり Q10.かつて住んでいた地区 Q11.小国町に住んでいた時期 Q12.小国町での居住年数 Q13.転出理由、きっかけ Q14.転出後の訪問頻度 SQ14-1.転出後の訪問理由 Q15.訪れること以外のつながり
IV. これからのまちづくりについて Q15.今後のまちづくりの方向性 SQ15-1.移住・交流に必要な対策 SQ15-2.雇用拡大に必要な対策 SQ15-3 出産・子育ての対策 SQ15-4.集落や地区での対策 Q16.地域づくりへの参画意向 SQ16-1.参画してみたい活動 Q17.将来に残したい山村文化 Q18.山村文化の継承方策	IV. これからのまちづくりについて Q16.将来どのような町になって欲しいか Q17.町づくりに向けたアイディア (FA)	IV. 今後の小国町との関わり意向 Q16.将来小国町に戻る意向 SQ16-1.町に戻りたい理由 SQ16-2.町に戻りたい時期 SQ16-3.戻る際に重視する事 SQ16-4.町に戻らない理由 Q17.まちづくりの方向性
V. まちづくりの拠点施設について Q19.現センターの利用頻度 SQ19-1 現センターの利用目的 Q20.次期センターに望む機能 SQ20-1.特に利用したい機能 Q21.活動してみたい内容	V. まちづくりの拠点施設について Q18.現センターの利用頻度 SQ18-1.現センターの利用目的 Q19.次期センターに望む機能 SQ19-1.特に利用したい機能 Q20.活動してみたい内容	V. まちづくり拠点施設について Q18.現センターの認知度 SQ18-1 センターの利用経験 SQ18-2.センターの利用目的 Q19.次期センターに望む機能 Q20.将来に残したい山村文化 Q21.山村文化の継承方策

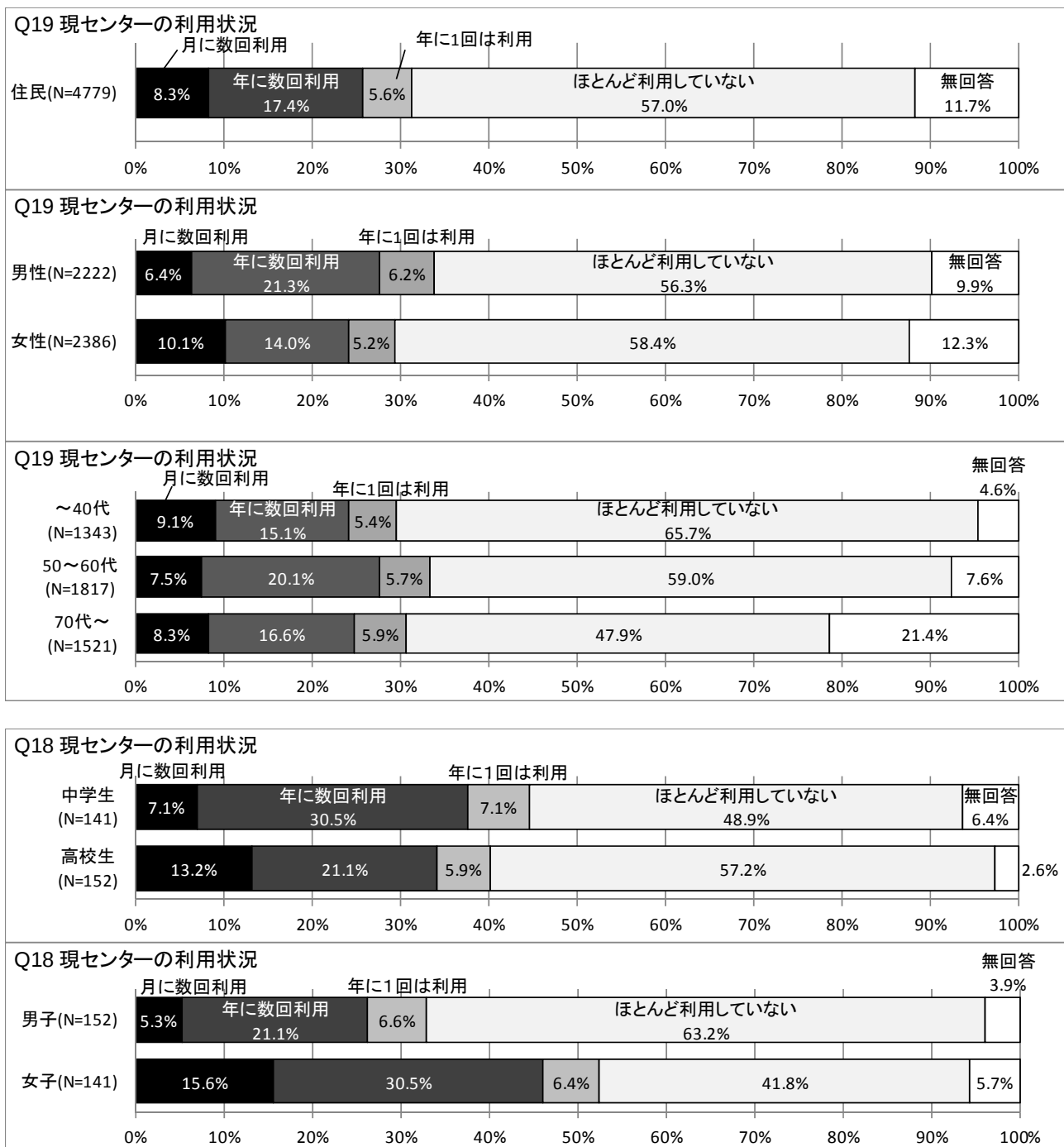
※網掛け部分が次期総合センター整備に関連する設問項目である。

2-2 調査結果の概要

1) 次期センターに係るニーズ調査結果の概要

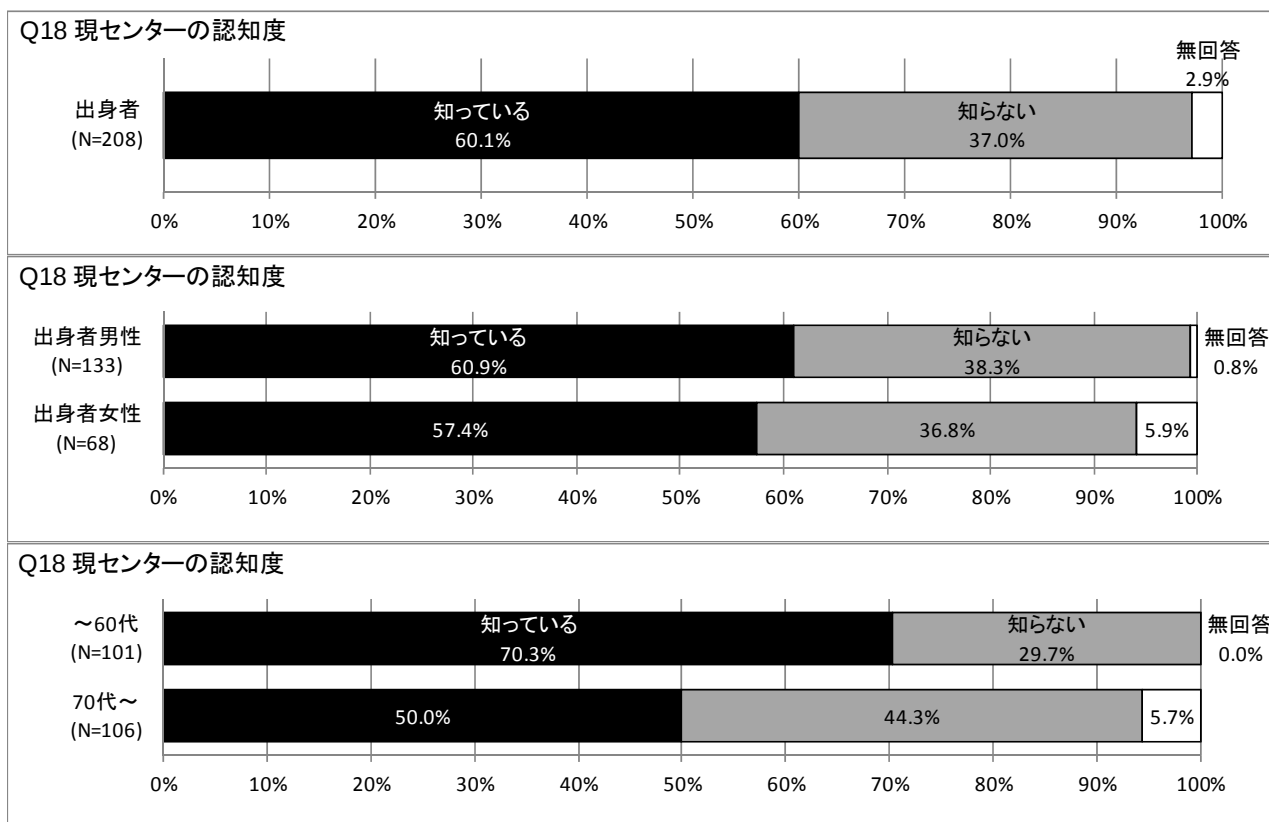
①現センターの利用状況〔一般住民・中高生〕

- 現センターを年に1回以上利用している町民は約3割で、6割近くは「ほとんど利用していない」としている。「月に数回程度」利用しているのは1割弱であり、その割合は女性の方が高い。
- 年代別でみても、利用状況にあまり大きな違いは見られない。
- 一方、中高生の回答を見ると、中高生の方が一般住民よりも現センターの利用頻度は高く、約半数が年に1回以上利用している。特に高校生の13.2%は「月に数回程度」利用しており、中学生の約3割は「年に数回利用」している。なお、女子の方が男子よりも利用頻度が高い。

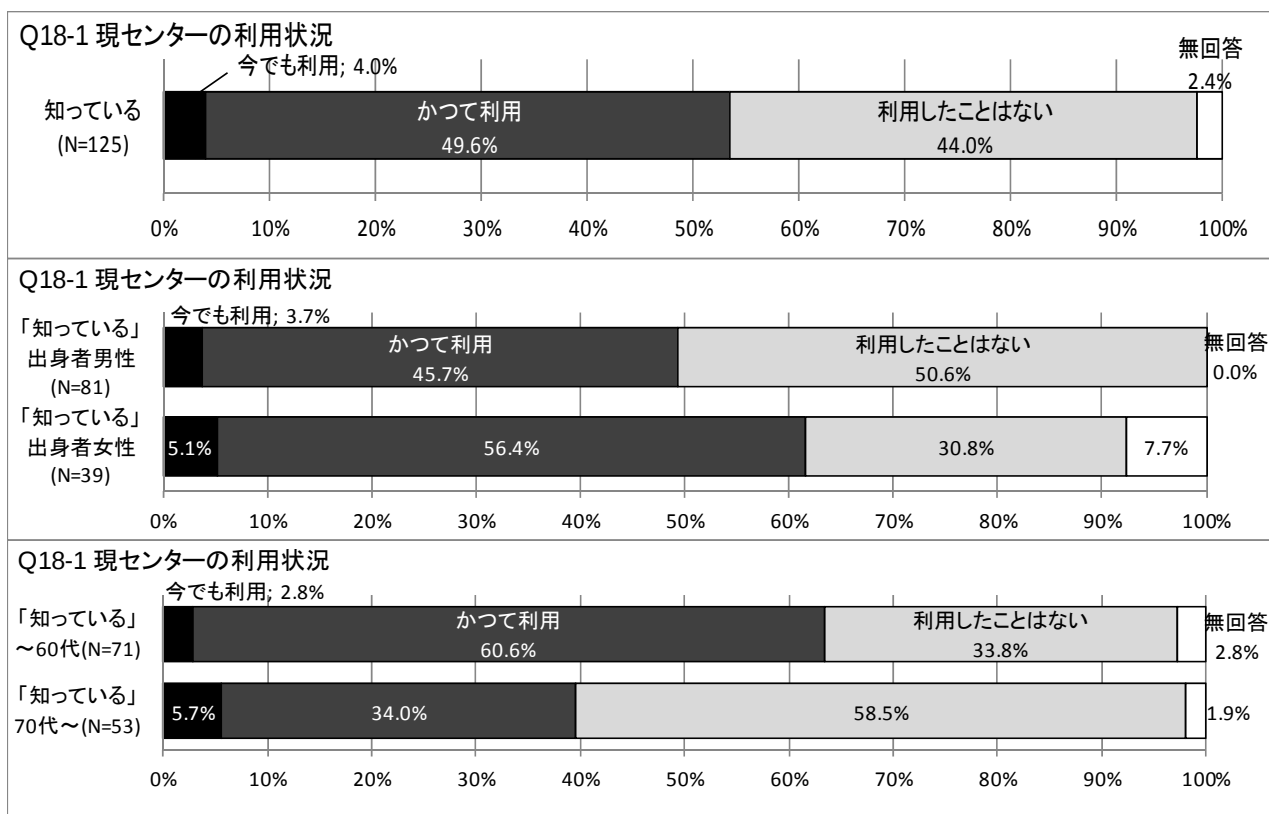


②現センターの認知度と利用状況〔町出身者〕

- 町出身者の約6割は現センターのことを知っており、若い世代の方が認知度が高い。

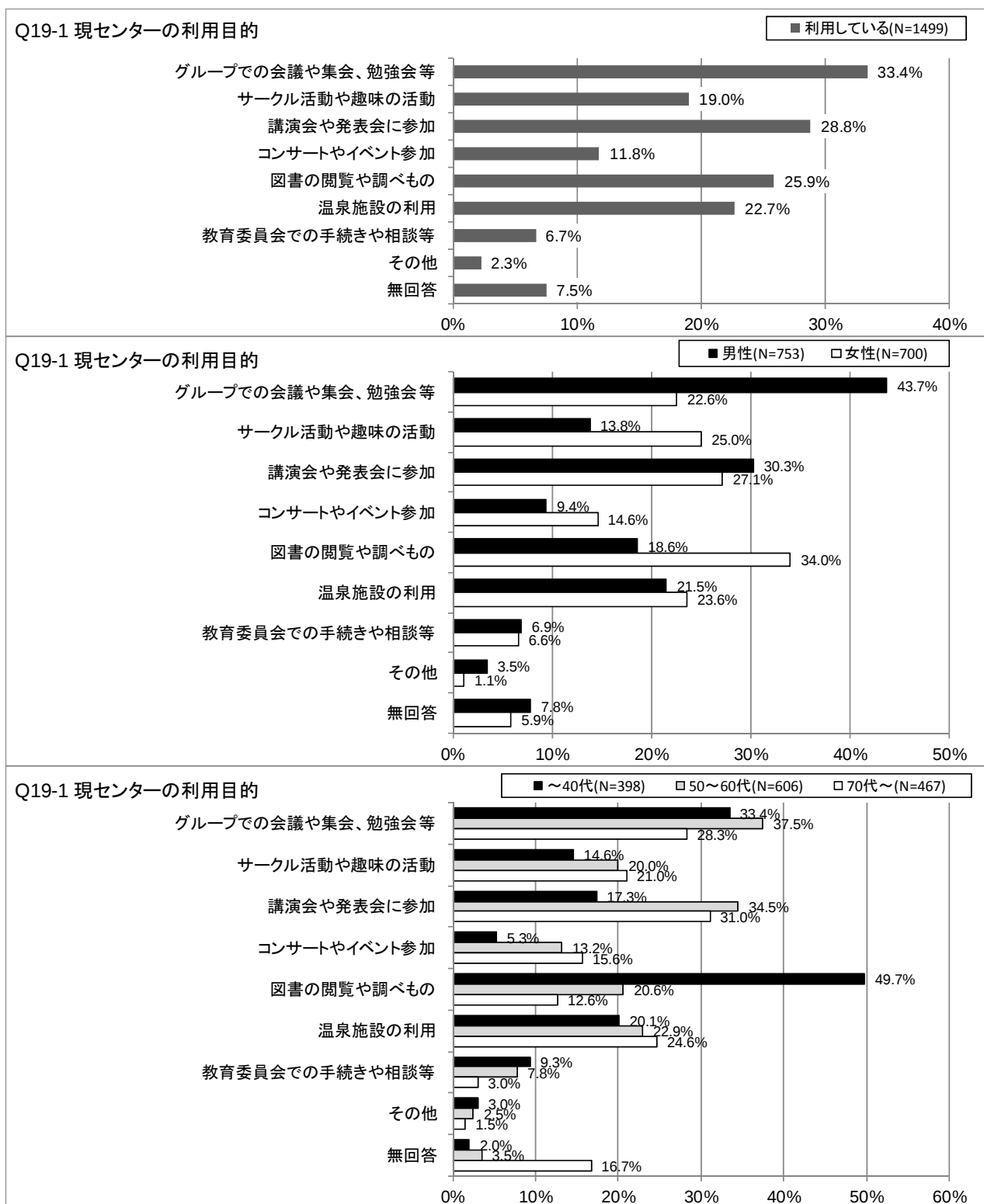


- 現センターを「知っている」出身者の約半数は「かつては利用していた」としている。

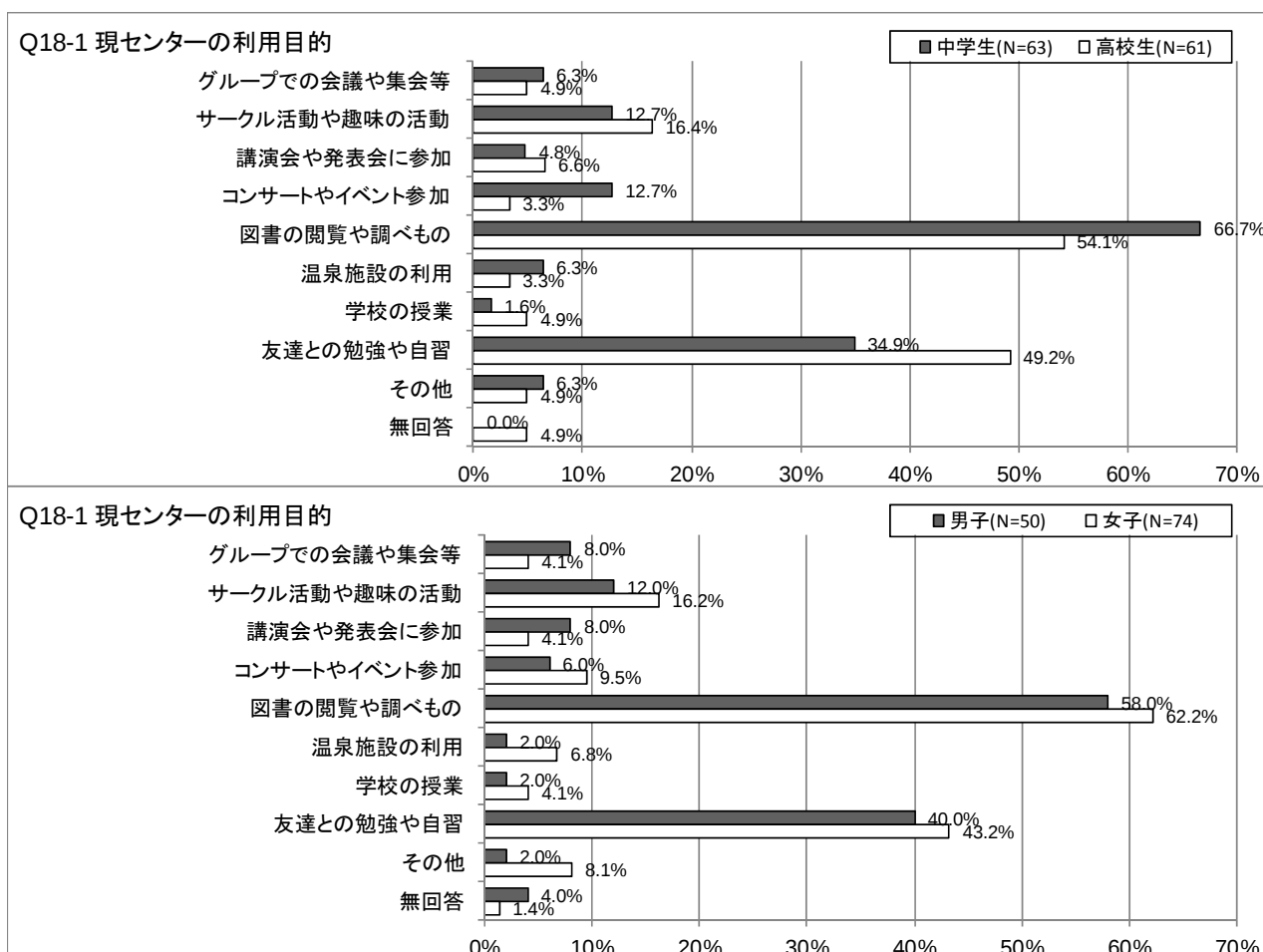


③現センターの利用目的〔一般住民・中高生・町出身者〕

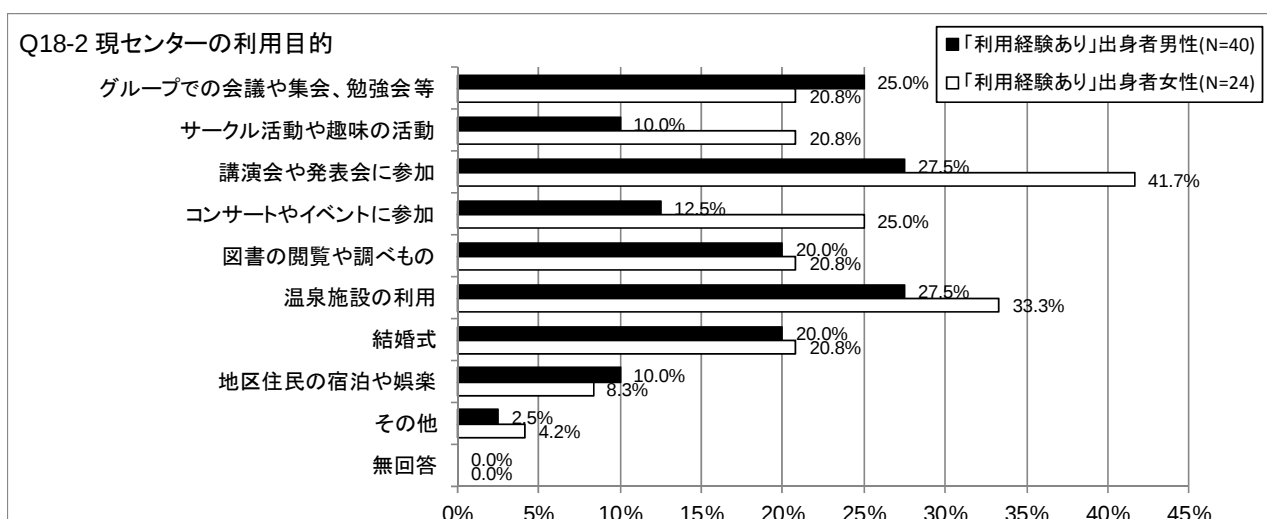
- 一般町民の現センターの利用目的としては、「グループでの会議や集会、勉強会等」が最も多く、次いで「講演会や発表会に参加」「図書の閲覧や調べもの」等の利用が多くみられる。
- 男女で利用目的に違いがみられ、「グループでの会議や集会、勉強会等」は男性が4割強と女性より多く、「図書の閲覧や調べもの」は女性が3割強と男性より多くみられる。
- 年代別でみると、40代までの比較的若い世代は「図書の閲覧や調べもの」での利用が多く、50代以上になると「講演会や発表会に参加」が多くみられる。



- 中学生・高校生とも、「図書の閲覧や調べもの」での利用が圧倒的に多く、特に中学生では7割近くとなっている。それ以外では、高校生では5割近くが「友達との勉強や自習」に利用しており、中学生（約35%）より多い。
- 性別でみると、上位項目以外で差がみられる利用目的として、女子は「サークル活動や趣味の活動」で利用する割合が男子よりも高い。

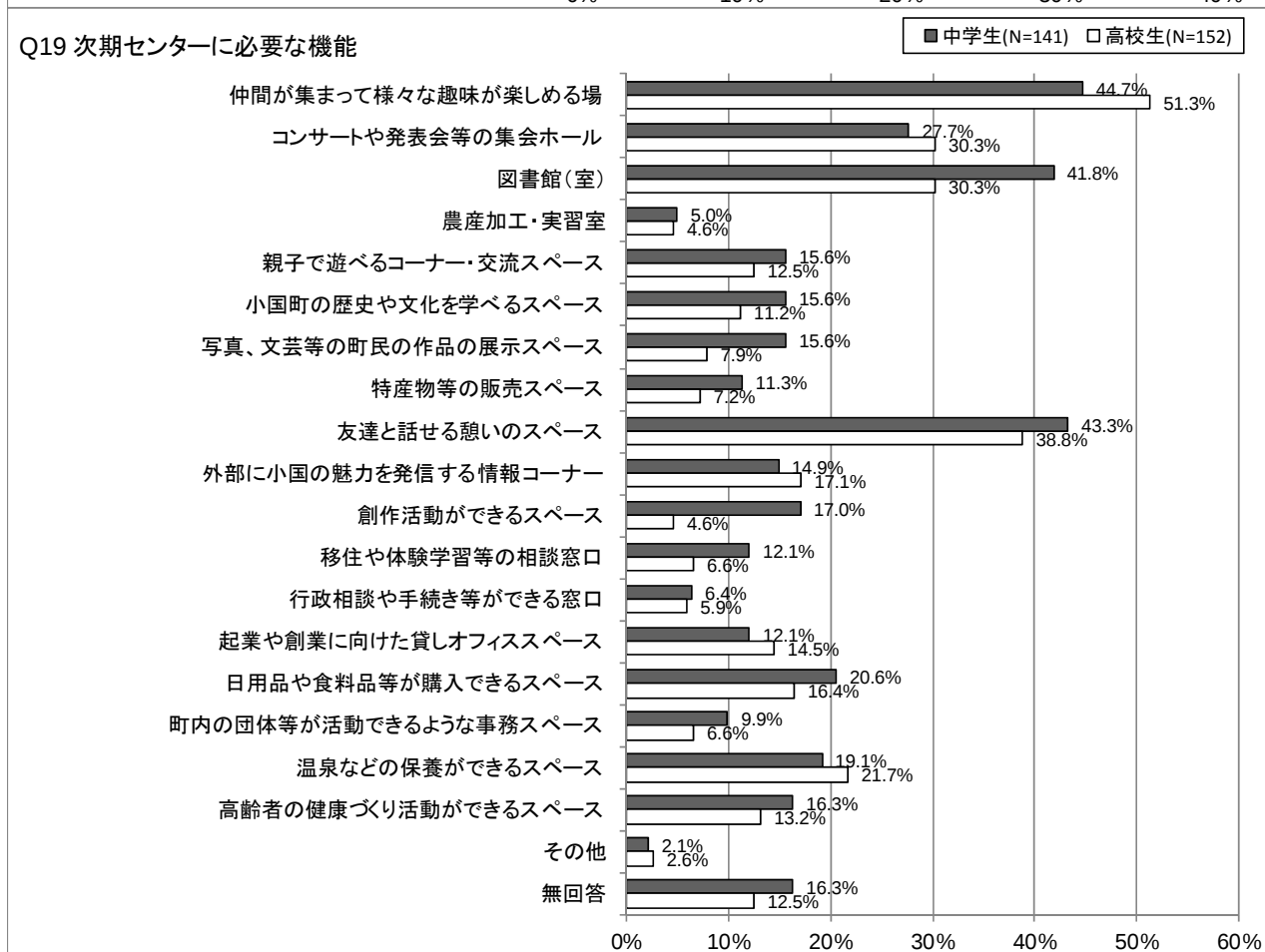
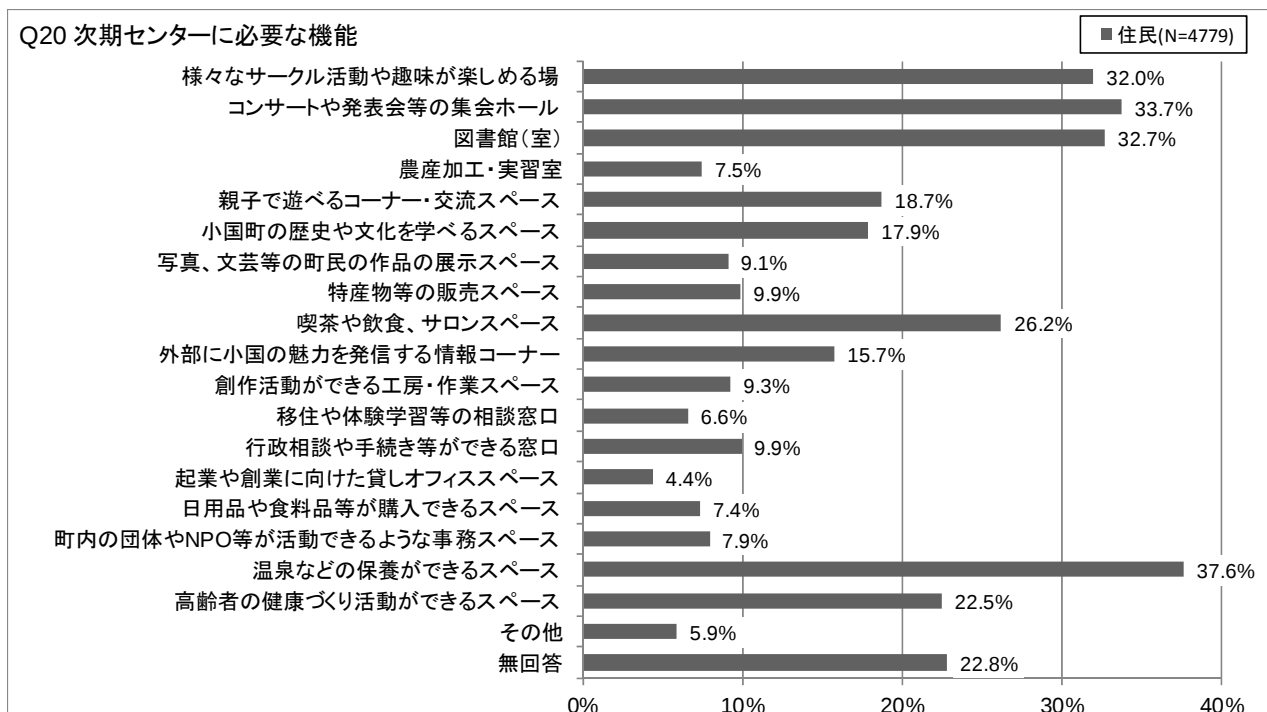


- 町出身者の現センターの利用目的（利用経験）をみると、男女とも「講演会や発表会に参加」が多いほか、「温泉施設の利用」も3割前後みられる。

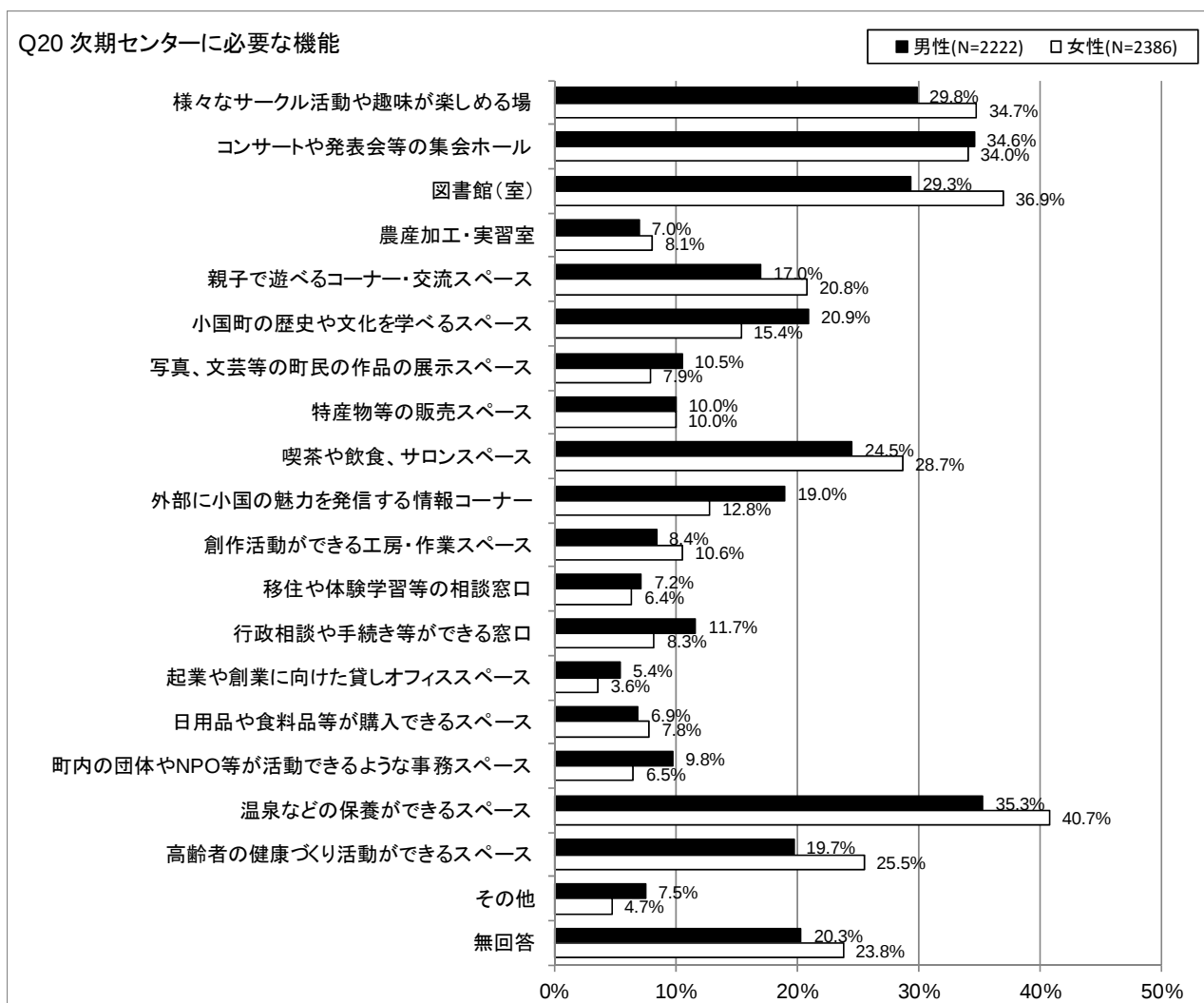


④次期センターに必要な機能〔一般住民・中高生〕

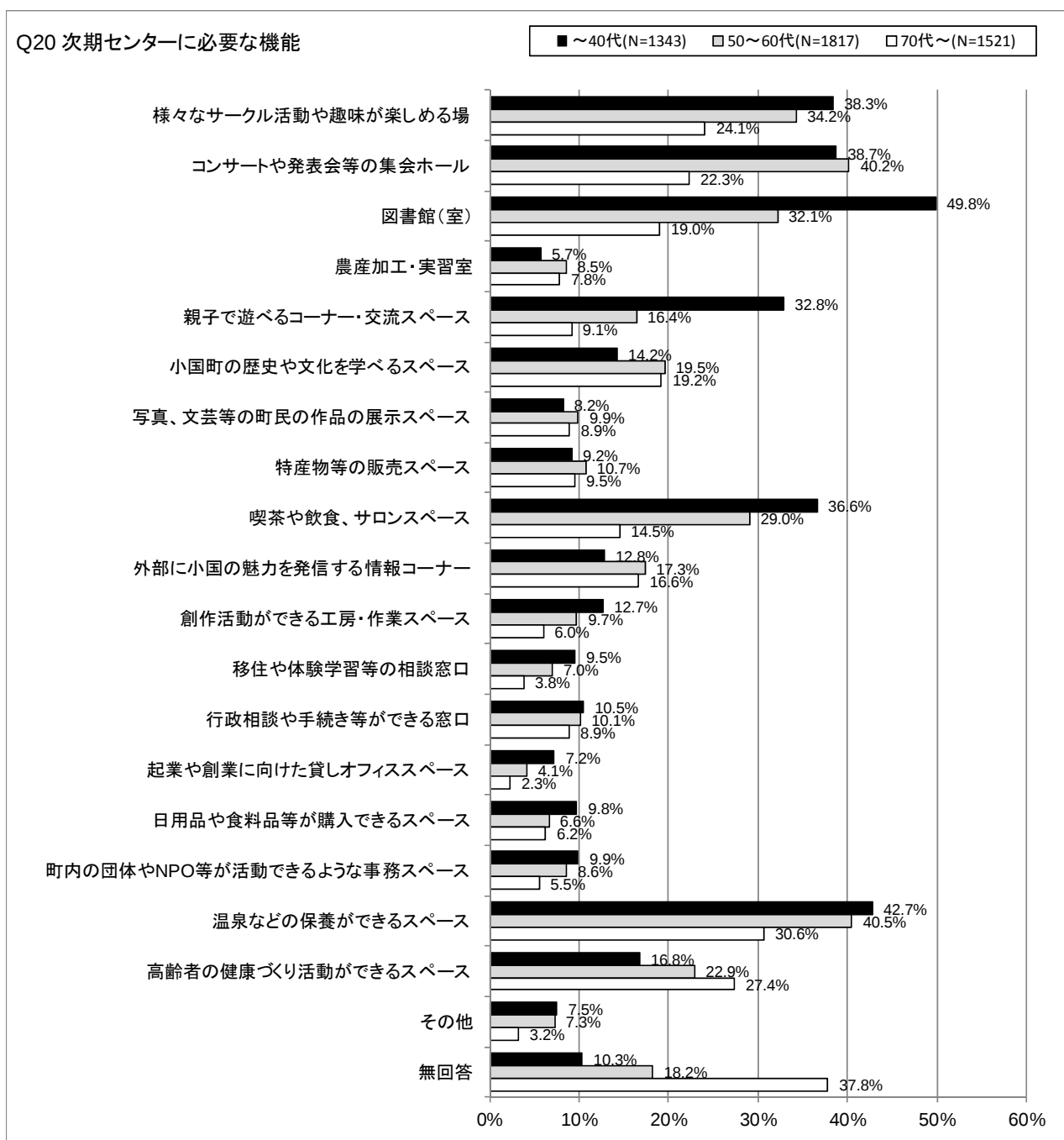
- 次期センターに最も望まれている機能は「温泉等の保養スペース」であり、次いで「集会ホール」や「図書館」「サークル活動や趣味が楽しめる場」が上位に挙げられている。
- 中高生は「仲間が集まって楽しめる場」や「友達と話せる憩いのスペース」を求める声が多い。



- 一般住民について男女別でみると、「温泉などの保養ができるスペース」や「図書館」「様々なサークル活動や趣味の会が楽しめる場」「高齢者の健康づくり活動ができるスペース」「喫茶や飲食、サロンスペース」「親子で遊べるコーナー・交流スペース」など、保養や交流のための機能については、男性よりも女性からより多く求められていることが分かる。
- 一方、男性の方が女性より高い割合となっているものとしては、「小国町の歴史や文化を学べるスペース」「外部に小国の魅力を発信する情報コーナー」「行政相談や手続き等ができる窓口」「町内の団体やNPO等が活動できる事務スペース」などが挙げられる。

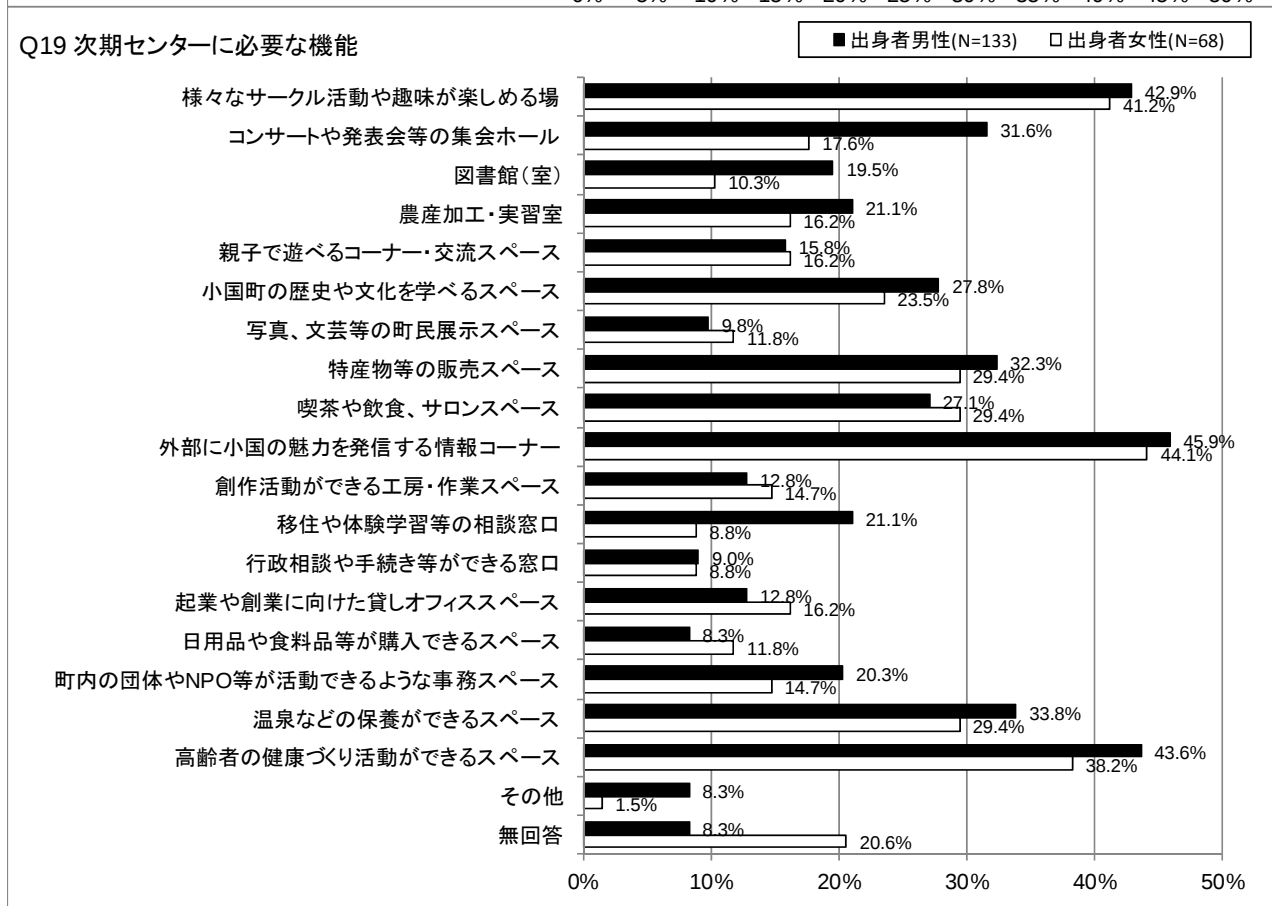
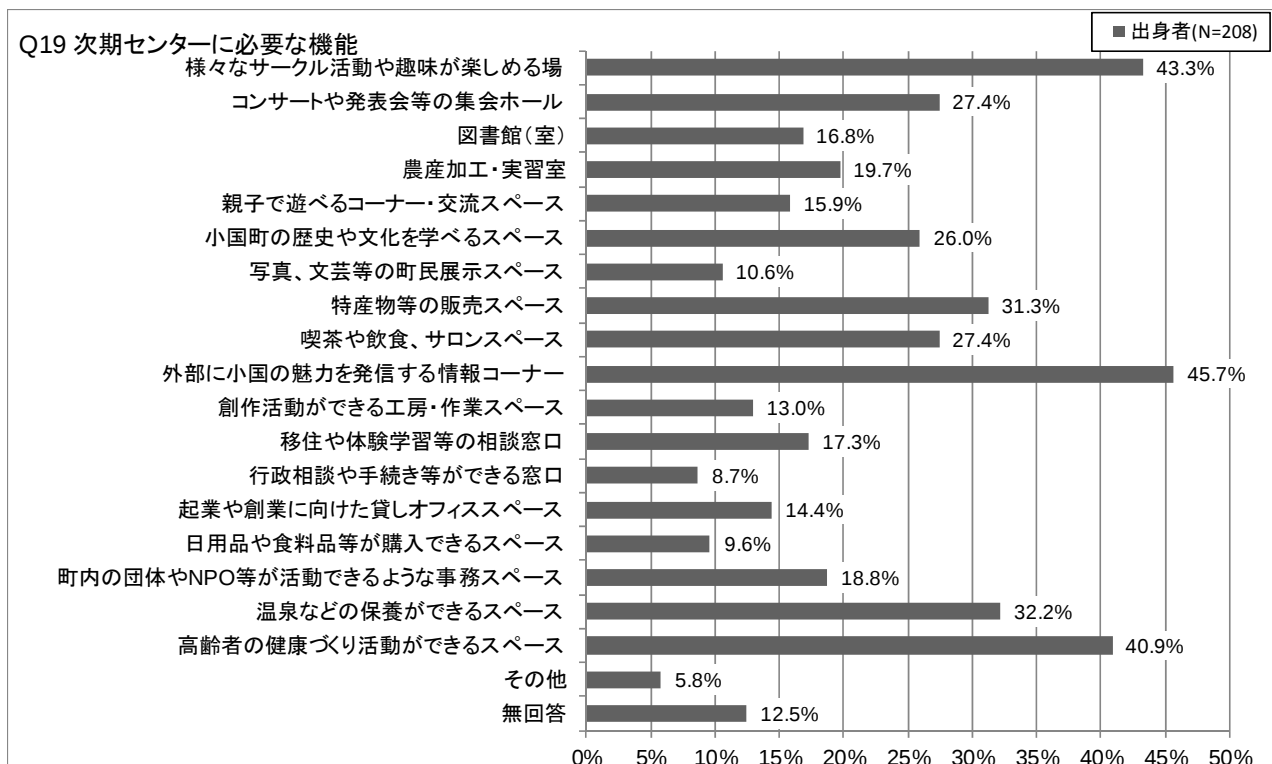


- 一般住民について年代別でみると、「図書館」は若い世代ほどニーズが高く、特に 40 代までの比較的若い世代では約半数が必要としている。このほか、「温泉などの保養ができるスペース」や「喫茶や飲食、サロンスペース」「親子で遊べるコーナー・交流スペース」なども 40 代までの比較的若い世代の方が高い割合となっている。
- 一方、高齢世代では「高齢者の健康づくり活動ができるスペース」を求める声が比較的高い。



⑤次期センターに必要な機能〔町出身者〕

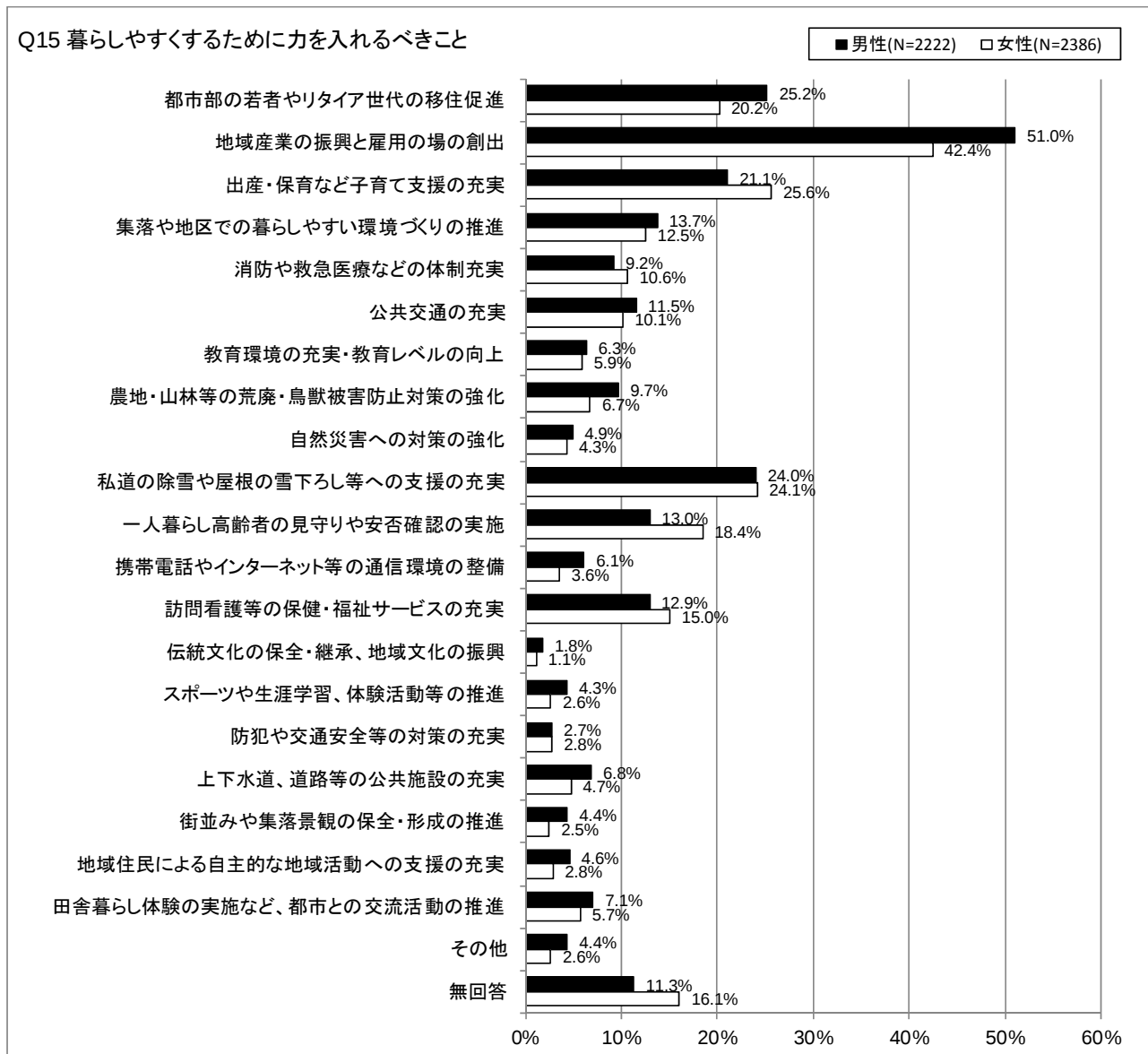
- 町出身者からみて次期センターに必要な機能として最も多く挙げられたのは、「外部に小国の魅力を発信する情報コーナー」であり、次いで「様々なサークル活動や趣味が楽しめる場」、「高齢者の健康づくり活動ができるスペース」等が多くなっている。男女による大きな差は見られない。



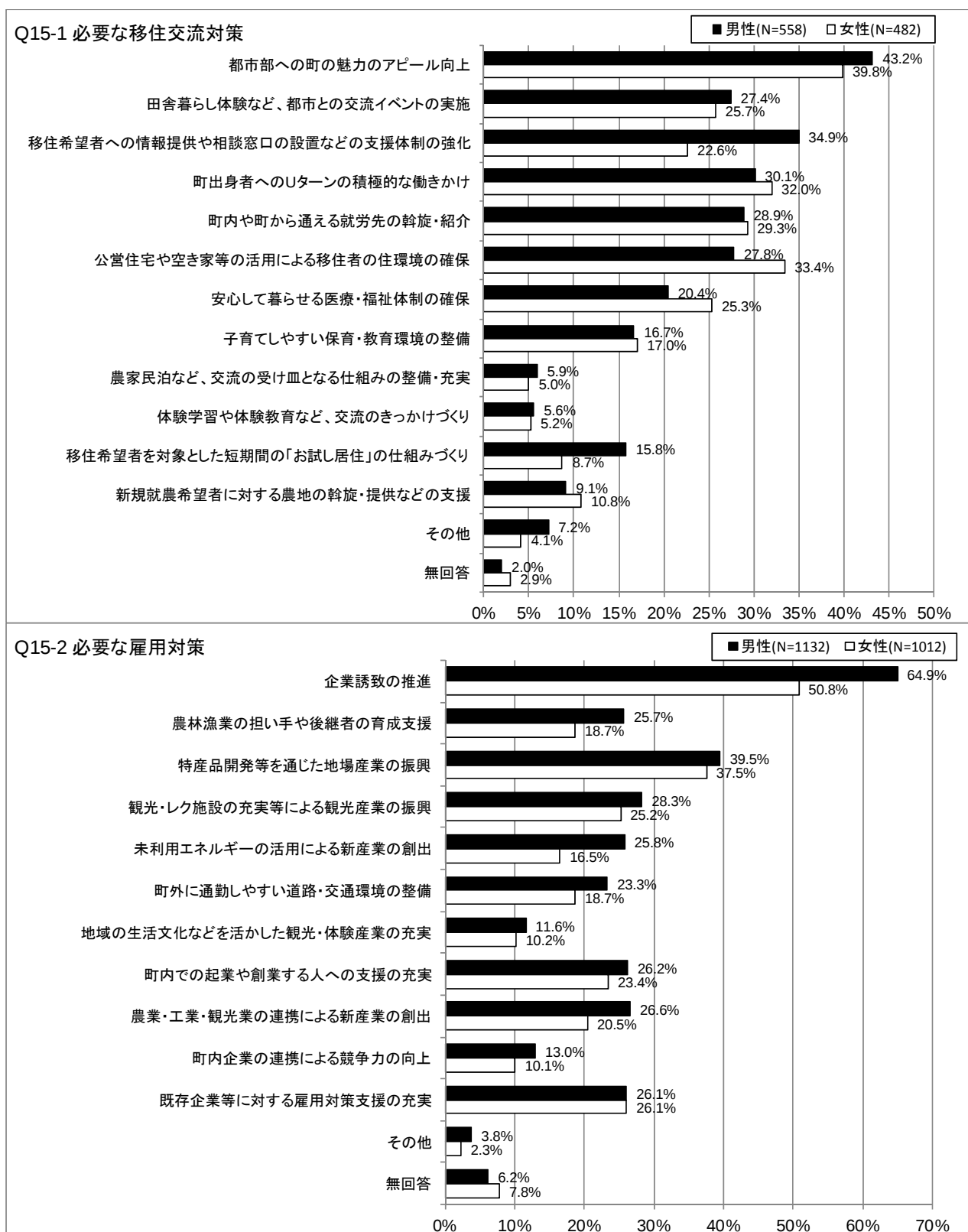
2) 地域住民のまちづくり意識の概要

①暮らしやすくするために力を入れるべきこと〔一般住民〕

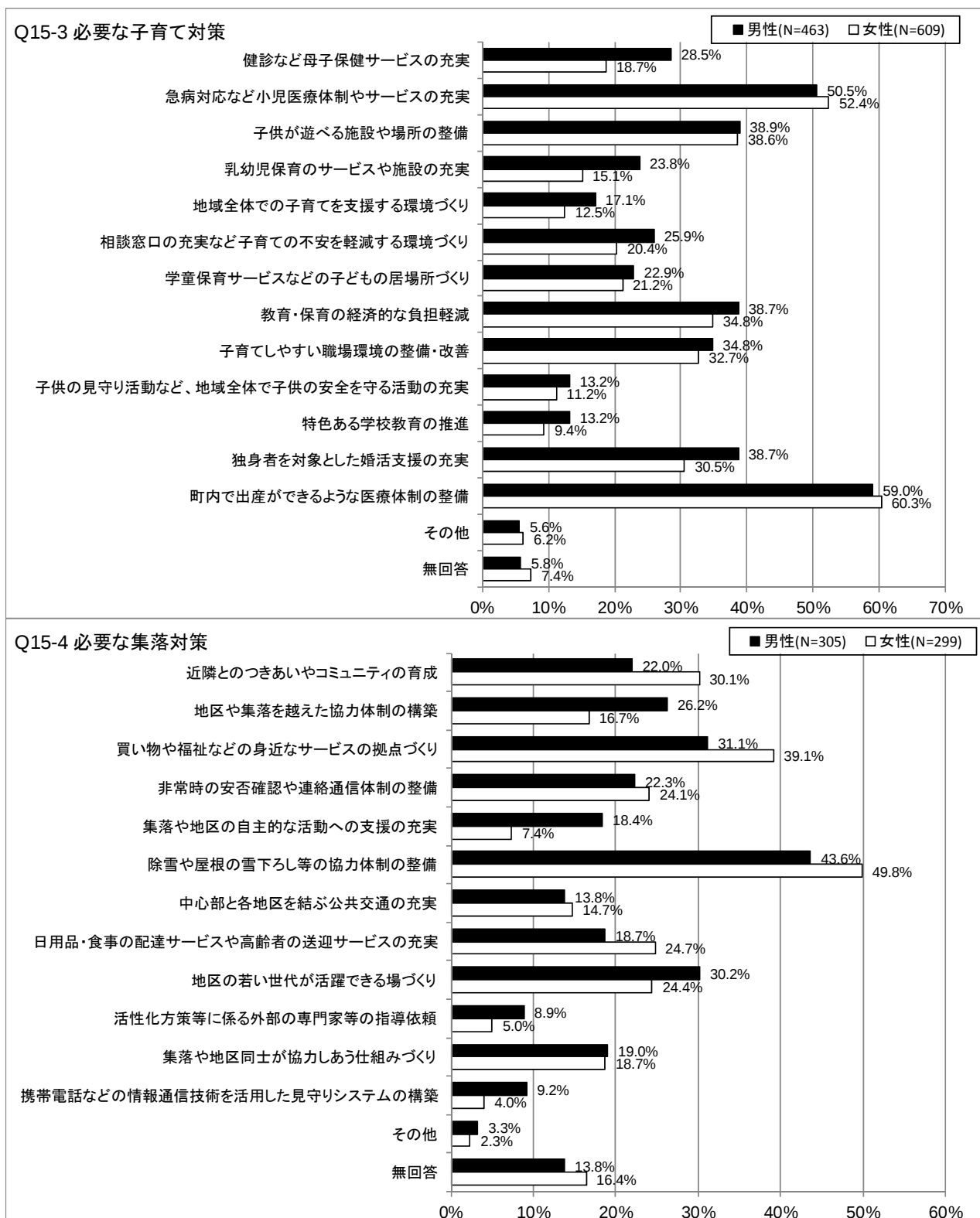
- 一般住民に対し、今後、小国町で暮らしやすくしていくためには、どのようなことに力を入れるべきかを聞いたところ、第1位に「地域産業の振興と雇用の場の創出」（しごとづくり）、第2位に「出産・保育など子育て支援の充実」（結婚・出産・子育て）、第3位に「都市部の若者やリタイア世代の移住促進」（ひとの流れ）が挙げられており、総合戦略の柱となる政策と同様の認識を住民が持っている結果が示されている。



- 総合戦略の柱ごとに必要な対策を聞いたところ、まず「ひとの流れ（移住交流対策）」については、「都市部に向けての町の魅力発信・アピール向上」や「移住希望者への情報提供や相談窓口の設置」が必要との声が多く挙げられた。
- 「しごとづくり（雇用対策）」に関しては、「企業誘致の推進」や「特産品開発等を通じた地場産業の振興」が必要な対策として上位に挙げられている。

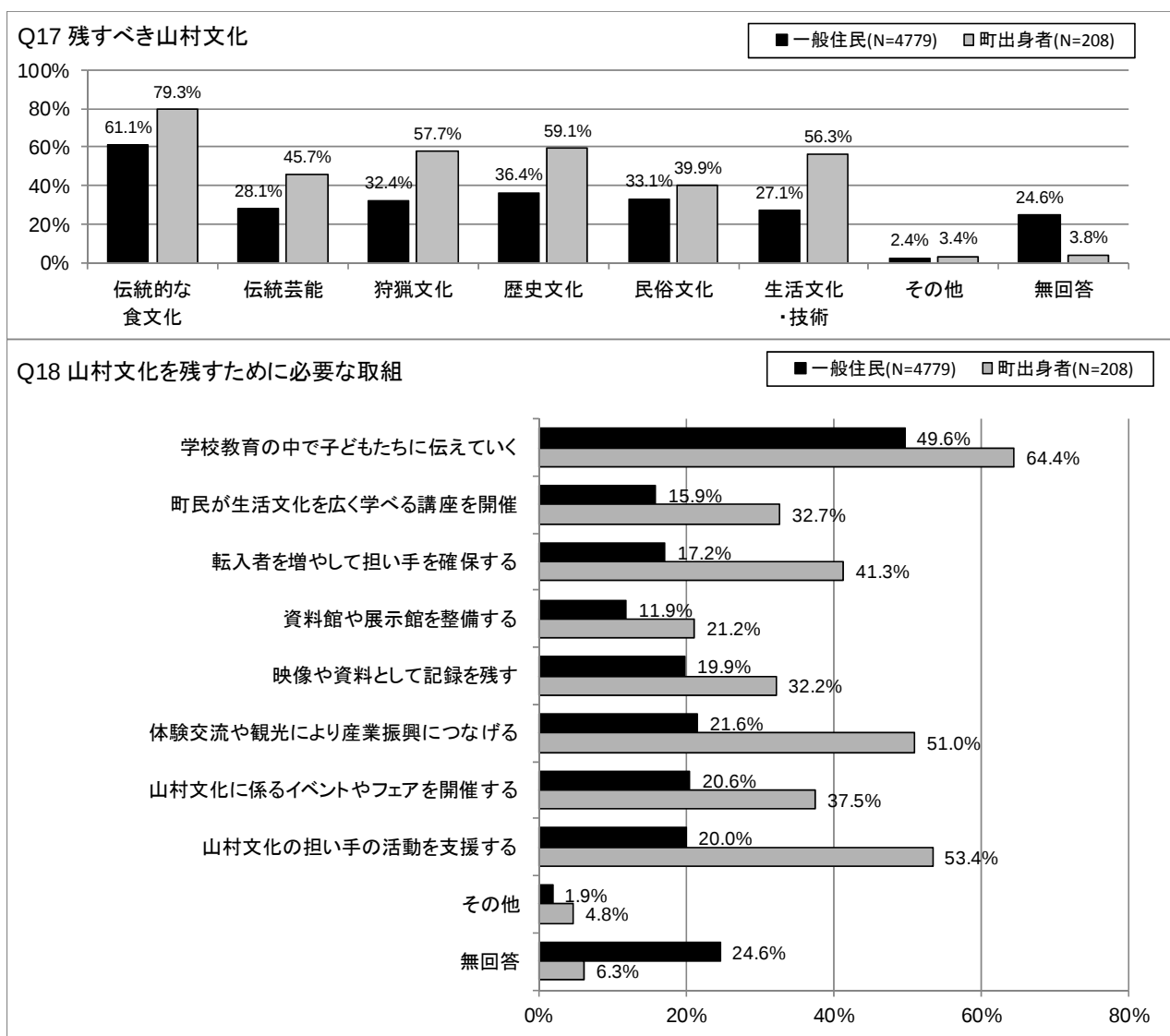


- 「子育て対策」についてみると、「町内で出産ができるような医療体制の整備」が第1位に挙げられているほか、「急病対応など小児医療体制やサービスの充実」を求める声も多い。
- 「まちづくり（集落対策）」に関しては、冬期間の雪処理体制の整備が第1位に挙げられているほか、「買い物や福祉などの身近なサービスの拠点づくり」を望む声も高い。これは政府が総合戦略の主要プロジェクトと位置付けた「小さな拠点」づくりに繋がるものであり、地域づくりに向けた住民意識の関心の高さがうかがえる。



②山村文化の保全・継承に向けた取組について〔一般住民・町出身者〕

- 地方創生総合戦略の基本方針としている、「小国町の魅力を高めるための山村文化の保全・継承」に係る住民意識調査の結果を見ると、一般住民の約 6 割、町出身者の約 8 割が「伝統的な食文化」を第 1 位に挙げており、次いで「歴史文化」が続くが、都会生活を経験している町出身者では「生活文化・技術」を挙げる割合も比較的高い。
- 一方、このような山村文化を後世に残すために必要な取組としては、一般住民・町出身者ともに「学校教育の中で子どもたちに伝えていく」とする回答が最も多く、一般住民は約半数、町出身者は約 2／3 がこれを挙げている。
- このほか、町出身者においては、「山村文化の担い手の活動を支援する」や「体験交流や観光により産業振興につなげる」、「転入者を増やして担い手を確保する」などが一般住民と比べて高い割合となっている。総合戦略の基本方針で示したように、新しい人の流れやしごとづくり資するような取組が必要という意見が、町に住む住民よりもむしろ今は町を離れ、客観的に町の魅力を評価する目線を持つ町出身者から多く挙げられている結果となった点は特長的である。



2-3 調査結果のまとめ ～次期総合センターの整備に向けて～

総合戦略の策定に向けて実施した住民ニーズ調査の結果を踏まえ、将来のまちづくりの中核施設として位置付けられる次期総合センターに向けた住民の期待や担うべき役割等を整理すると、以下のように考えられる。

- ①現総合センターの利用状況をみると、一般住民の約3割が集会や会合、図書の閲覧等で年に1回以上利用しているほか、中高生では図書の閲覧や調べもの、友達との勉強や自習を目的として、約4割の生徒が1年に複数回センターを利用している。また、アンケート調査によれば、40代を中心に「図書の閲覧機能」を求めるニーズが最も高くなっており、「サークル活動の場」や「集会ホール」も高いニーズを示している。

このように、現総合センターは集会やサークル活動、図書の閲覧機能を中心に、世代を超えた社会教育機能を現在も有しており、次期総合センターが継承すべき機能と考えられる。

- ②次期総合センターに必要な機能としては、一般住民では「温泉などの保養スペース」が第2位に求められているほか、中高生ではそれらの他に「友達と話せる憩いのスペース」を望む声も多く、一般住民でも第4位に「喫茶や飲食、サロンスペース」が挙げられている。

町の中心部には娯楽施設が少ない事情を勘案すると、青少年から高年齢層に至るまで、地域住民が身近に交流できる機能を持たせることも、次期総合センターが具備すべき条件と考えられる。

- ③また、町出身者が次期総合センターに求める機能としては、「外部に小国町の魅力を発信する情報コーナー」を望む割合が最も多い。

この点は、地域住民を対象とした必要な移住交流対策の設問においても「都市部への町の魅力のアピール向上」が第1位に挙げられており、道の駅「白い森おぐに」との機能分担、あるいは機能の集約も視野に入れながら、観光や外部への情報発信機能、交流活動等の推進機能を果たすまちづくり拠点としての機能も求められている。

- ④一方、町が暮らしやすくするために力を入れるべきこととしては、政府や町が掲げる地域創生総合戦略の基本方針と同様に、「地域産業の振興」を筆頭に「子育て支援の充実」、「若者やリタイア世代の移住促進」に関わる施策の推進が最も多く望まれている。

現総合センターと同様に、複合的な機能を有するまちづくりの中核施設として次期総合センターの整備構想を検討する際には、これらの諸分野（しごとづくり、新しいひとの流れ、結婚・出産・子育て支援）においても、センターがその役割の一翼を担うことが期待されている。

- ⑤さらに、今後必要な集落対策としては、各地区において買い物や福祉など身近なサービスの拠点づくり（「小さな拠点」づくり）が求められている。

旧小学校等の既存の公共施設等を活用した「小さな拠点」づくりと中心部における中核施設としての次期総合センターが交通アクセス方策も含め、どのように機能を分担・連携していくかも検討課題と考えられる。

第3章 次期総合センター整備に向けた基本方針

3-1 次期総合センターの位置づけ

現総合センターの建替え施設である次期総合センターは、これからの小国町の地域づくりを象徴、牽引していく都市内中核施設として、社会教育機能、地域文化の発信・継承機能、外部との交流機能、新たな地域産業の育成機能をもつ多機能な複合施設として整備を行い、小国町の地域創生に積極的に貢献していく施設として位置付ける。

あわせて、次期総合センターは、「住民主体」を十分考慮して住民の自主性を尊重し、住民の利便性・福祉・文化・経済に貢献する施設を目標とする。当該施設はあくまでも、将来の小国町という地域社会の再構成や進展に役立つための政策手段の一であって、住民阻害の施設であってはならないが、単なる行政施設でなく、文化面での小国町の象徴したシンボリック的表象機能を果たすことが期待される。

また、平成27年10月に策定された「小国町地域創生総合戦略」の基本方針＝「山の暮らし伝承創造機構により、地域の「誇り」と「魅力」を再興し、連携と協働に基づく地域づくりを推進する」を具現化するものとして、今後半世紀先の人口減少社会を見据えて、持続可能な地域づくりの推進を担う拠点とする。

さらに、次期総合センターでは、地域住民や産業関係団体、地域のNPO、さらに町外の高等教育機関や関係機関、行政機関など、多様な主体が活動や運営に携わる連携・協働体制を構築することにより、地域住民等の「誇り」と「自信」を醸成しつつ地域づくりへの参画意欲を高め、「地域自治社会」の形成を促進していく中核施設として位置付ける。

3-2 次期総合センターの基本理念

次期総合センターは、小国町の個性ある山村文化を地域づくりの中心となる資源として捉え、様々な地域づくり活動や交流活動、産業振興活動等を、地域住民が主体となって生み出す地域創生に向けた中心的施設であり、将来にわたり小国町全体の活性化に貢献することを目指すものである。

したがって、次期総合センター整備の基本理念を以下のように設定する。

**『白い森の国のブナ文化を継承し、
人や資源をつなぎ、育て、新たな小国を
紡ぐ、ふるさと創生の総合的な舞台』**

3-3 次期総合センターの基本方針

次期総合センターは、第2章で整理した住民ニーズ調査の結果を踏まえるとともに、第4次小国町総合計画基本計画（後期）、並びに「小国町地域創生総合戦略」の政策目標や施策との整合も図りながら、今後の小国町における人材育成や交流を活発化させ、具体的な地域づくり活動や交流活動、地域コミュニティ活動等の展開を支えながら地域が一体となって取り組んでいくための施設として、整備を図る。

その上で、過疎化・高齢化が進行している小国町では、住民の利便性をまず確保することが施設利用度の向上につながることから、動線の適切な確保や施設のバリアフリー化は十分に考慮するものとする。

また、小国町の固有価値の発見や価値創造に結びつく山村産業・文化に根ざすスモール・ビジネスや伝統文化を再演することを主要な機能とする。（総務省の調査によれば、地方の社会の再構築には、伝統的文化の住民による再現が有効としている。）

具体的には、文化活動面では伝統文化を演じられる空間と、可能な限り都市との文化的格差を是正させる質の高い文化芸術に接することのできる空間が、また産業面では山村産業の固有の資源を発掘し、それを生産・販売に結びつける第6次産業化を育成する空間が求められ、さらには住民福祉・福利の視点から健康を増進させる機能等も必要と考えられる。

一方で、これからなお進むと予想される人口減少に備え、財政的な負担を可能な限り減少させるため、住民主体となった運営と、適宜、専門家によるマネジメントを通じた効率的運営による固定費などの経費合理化に留意する。

また、施設面として将来の町の計画と整合し、かつ利便性を目指す立地と自動車为主要移動手段であることから、駐車場の十分な確保にも考慮するとともに、文化・産業・福祉（福利）面で住民が自由に利用でき、かつそれらの活動内容が今までの現総合センターでは「味わえない」質の高さと「驚き」を与える働きや機会が得られる施設機能を確保する。

以上の観点から、次期総合センターの整備に際しては、次ページの基本方針に基づくものとする。

＜次期総合センターの基本方針＞

①町民ニーズが高い生涯学習活動や芸術文化活動を支援する場づくり

町民の高い図書館や会議室の利用率を踏まえ、様々な生涯学習機会やサークル活動等の機会を提供するとともに、文化・芸術等の発表機会や練習機会を提供する場づくりを行い、多世代にわたり人が学び、活動しやすい環境を実現する拠点とする。

②小国町の優れた地域文化を発掘・保全し、後世に継承していく場づくり

縄文時代から培われた小国町の歴史や現在も残る貴重な生活文化を、地域固有の源として発掘し、磨きをかけて内外へ情報発信するとともに、教育活動や交流活動等の人材の育成・交流を通じて後世に継承していく仕組みを築く拠点とする。

③小国町に新しい人の流れや地域内外の絆を生み出す場づくり

小国町がもつ豊かな自然と文化の魅力を総括的に発信するとともに、都市住民や企業、教育機関等の多様な交流ニーズや移住ニーズ、Uターンニーズ等に応え、新しい人の流れや人と地域との「絆」、地域と地域との「絆」を創出していく拠点とする。

④全町民が誇りと自信にあふれ、地域づくり活動に参画できる場づくり

旧町村区域における個性豊かな地域資源やこれまでの取組み実績をさらに発展させるために、各地区における地域づくり活動の積極的な連携・交流を図る場や人材育成の仕組みを構築し、町内全域で一体となった地域づくりを進めていく上でのシンボルとなる施設とする。

⑤時代に即した「なりわい」を築き、まちに一層の活力を育む場づくり

行政をはじめ、地域の産業関係団体や農家、企業等の業種を越えた交流機会の場を創るとともに、各種の研修スペースや起業・創業に向けた相談体制等の支援づくり等のソフトな機能を付加させることにより、新たな産業や生業（「なりわい」）を生み出す拠点とする。

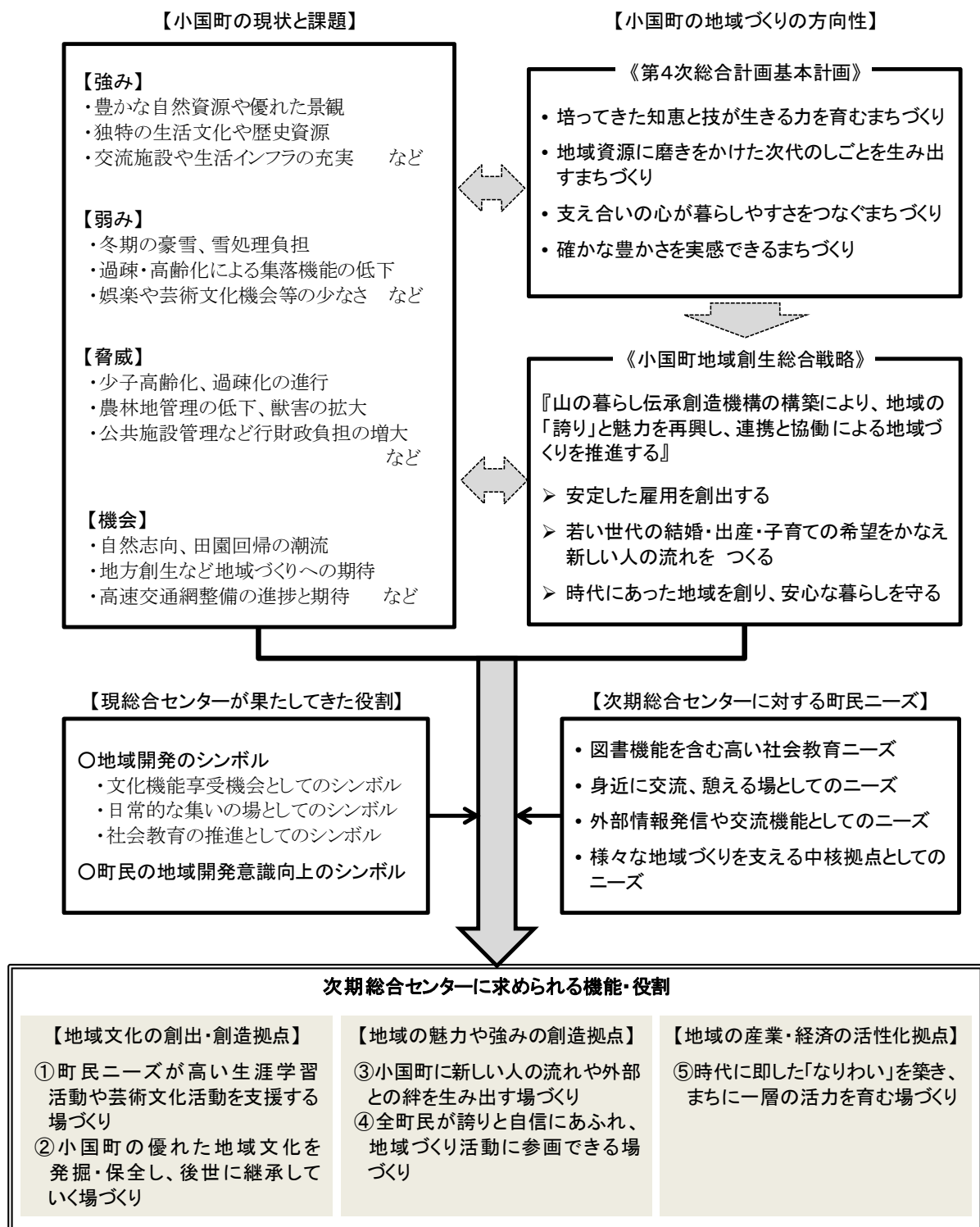


図-3 次期総合センターに求められる機能・役割

第4章 次期総合センターの施設整備に係る基本構想

4-1 施設整備に際しての配慮事項

次期総合センターの整備に際して、配慮すべき与件としては、以下のように考えられる。

①現総合センターにおける町民活動の連続性・継続性の確保

- ・住民意識調査の結果等を踏まえ、現総合センターが担っている機能を再評価し、建て替え時にも中断することがないよう配慮する必要がある。(特に現総合センター地区で建て替える場合)

②次期総合センターと都市施設、周辺地区を結ぶ交通アクセスの配慮

- ・次期総合センターが、子どもから高齢者まですべての世代に利用され易く、身近な施設とするためには、適切な立地場所の選定とともに、総合センターと各地区の拠点や市街地内の各種公共施設等とを結ぶアクセシビリティについても配慮する必要がある。

③将来の新たなニーズや時代の変化への柔軟な対応

- ・今後ともある程度の人口減少や高齢化の進展が見込まれる中において、地域が希求する利用目的や利用形態が将来的に変化していくことも想定される。予見できない防災対応も含めて、柔軟に対応できる構造をもった施設整備を図る必要がある。

④施設整備に向けた住民参画の推進と施設運営への反映

- ・次期総合センターは、旧町村区域の地域住民等が一体となって小国町の地域創生を目指す各施設であり、地域住民や関係団体が主体的に活動し、運営に参画していくことを目指している。したがって、施設整備の検討段階から住民等の積極的な参画を図ることが有効である。
- ・また、総合センター建て替えにおける住民参画のプロセスを今後の住民力発現の契機としてとらえ、積極的に住民参画が出来る仕組みを検討する必要がある。

⑤広域圏としての総合センターの位置づけや役割（町外類似施設との競合回避・差別化）

- ・次期総合センターの整備に際しては、広域圏における施設サービスの位置づけについても考慮する必要がある。例えば、芸術文化機会の提供などホール機能の確保が考えられるが、ホールに求められる機能や規模は、人口規模や芸術文化の提供機会の頻度、町における芸術文化の提供体制をはじめ、広域圏における既存施設の立地状況も加味する必要がある。
- ・したがって施設整備に際しては、過大投資を回避するためにも、広域圏での既存施設の活用や施設機能の差別化など、役割分担等に配慮することも重要と考えられる。(例えば、稼働率が見込めないような大規模ホールを整備するのではなく、大規模なコンサートについては、近隣都市の文化施設の公演を側面的に支援し、町内からは臨時バス等を運行して鑑賞機会を提供する等のソフト対策の充実も考えられる)

⑥長期的視野に立った行財政運営への配慮

- ・次期総合センターの整備・運営費については、将来の町の財政運営にも影響を及ぼすことが想定される。初期投資や運営事業費等の総体的経費の綿密な検証を行うとともに、施設整備に際しての長寿命化によるライフサイクルコストの削減や施設の提供サービス面における他分野の事業との連携など、低コストかつ相乗効果の高い施設運用を目指す必要がある。

4-2 施設整備に向けた基本的な考え方

第3章および前節までの考え方に基づき、次期総合センターの整備に向けた基本的な考え方としては、以下の諸点が考えられる。（ ）内は、前年度調査における参考となる先進事例を示す。

① 明確な基本理念に基づき交流や交歓を育成する有機的に構成された複合的施設

- ・ 明確な基本理念のもとに各地区の多世代の住民や産業関係団体、地域づくり団体、外部人材が複合的機能の共同利用を図ることによって多様な活動ニーズに応えるとともに、相互の交流を活発化させ、次の新しい諸活動を創造・育成していく環境を形成する。（朝日町エコミュージアムコアセンター他）

② 町民のニーズに応じて多様な使い方ができる自由度の高い施設

- ・ 各機能に係る諸施設を計画する際は、地域住民のニーズの多様化や高度化を見据えて、模様替えの容易性や改修の可能性をもたせた自由度の高い施設構成とする。（下関市川棚温泉交流センター他）

③ エントランス機能も含め地域内外の交流や情報発信を促す機能や施設配置

- ・ 多くの地域住民等が集う場として、施設に入りやすいエントランス構成や小国町の魅力や情報を容易に入手したり、町民や外部からの来訪者が気軽に情報交換しあう場や憩える場を計画に盛り込むなど、交流機能が自然と醸成されるような施設構成とする。（白鷹町文化交流センターあゆむ他）

④ 人口還流を促進するための「おぐにらしさ」の発現・醸成

- ・ 外部からの来訪者に対しては、四季を通じての小国の魅力や生活環境をはじめ、住宅や就労等の可能性について理解と啓発する機会を提供できる施設とし、将来に向けた人口還流を促進・助長する施設とする。

⑤ 中心市街地の活性化を促すための内外との交流拠点

- ・ 多くの地域住民や関係者が集い交流する場を中心市街地に立地する次期総合センターに形成するとともに、外部との交流活動の窓口等を併設することにより、町内外との人材交流や情報交流としての拠点を形成する。（雄勝文化会館他）

⑥ 時代に即した「なりわい」を将来にわたり生み出す仕組みの構築

- ・ 地域内外の交流推進とともに、山村文化を基調とした新たな産業振興をテーマに、関係者間による各種会合や研究会、研修機会を充実させ、町の地域資源の活用方策や新たな地域ビジネスの創出を図る。（庄内町新産業創造館クラッセ）

⑦ 既存施設との有機的連携による地域全体での活性化を目指す

- ・ 町内の中心部や各地区に整備、あるいは今後活用が予定されている公共施設や地域施設とのネットワーク化を図り、教育・福祉や交流、生涯学習などの様々な施策・事業とも連携した取組を展開し、相乗効果のある成果を創出していく。（めくばー他）

⑧ 環境や防災への配慮、自然エネルギーの活用

- ・ 町内に豊富に賦存する自然エネルギーの活用や省エネルギー型の設備構成など、環境への負荷の低い施設とするとともに、防災機能にも配慮した施設とする。（中島総合文化センター他）

4-3 導入すべき機能の方向性

1) 次期総合センターに導入すべき主たる機能

次期総合センターについては、施設整備に向けた基本方針を踏まえ、以下の主要機能を備えた複合施設とする。

①生涯学習の推進や地域コミュニティの維持・育成機能（文化の享受・育成・継承機能）

- ・町民ニーズの高い図書の閲覧機能や学習室、視聴覚室、情報提供サロンなどの町民の生涯学習活動の推進を支える諸機能を確保する。

②地域文化の保全や継承、新たな文化の創造機能（文化の享受・育成・継承機能）

- ・町民ホールとしての芸術文化の鑑賞や発表等の機会を提供するホール機能、町内の各地域と連携した地域づくりのコーディネート機能を有する「山の暮らし伝承創造機構」の事務局機能、小国の自然や文化等を紹介・展示する機能を確保する。

③人口減少社会に向けた交流や移住・定住等の促進機能（人材の育成・交流・連携促進機能）

- ・地域内の人材交流や育成を活性化するとともに、UIターン者など外部からの移住・交流に係る相談窓口機能や各地区との情報交換、取次ぎ機能、移住・交流に係るコーディネート機能を発揮し、多様な人材が活発に交流する拠点機能を確保する。

④既存産業の高度化や新たな地域産業の創生機能（地域ビジネス創造機能）

- ・研修室等の研修機能やコミュニティビジネス等のチャレンジオフィス、起業・創業に向けた実験ラボなど、新たな産業創生を支援するスペースや機能をもたせるとともに、町の特産品や工業技術製品等の紹介機能を確保する。

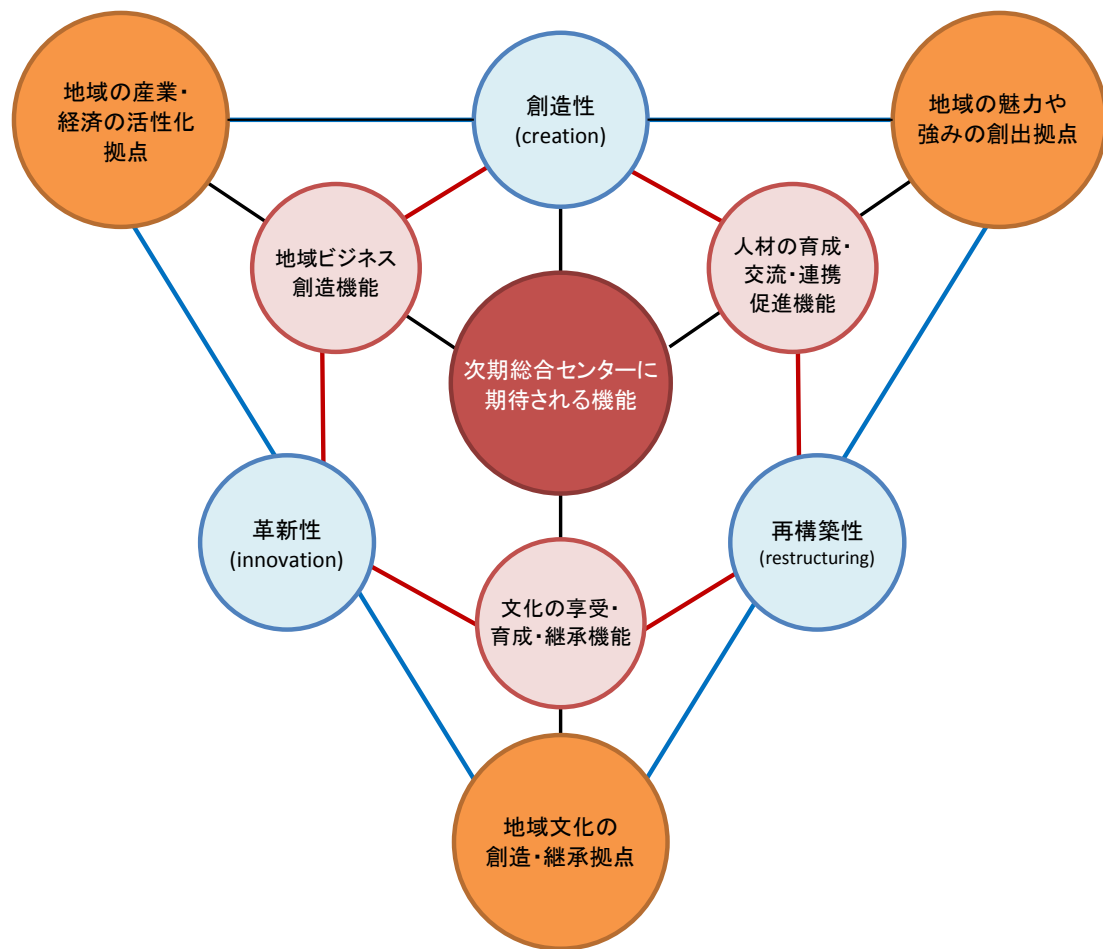
⑤新たな小国を示す象徴機能

- ・施設外観や屋外空間、共用空間等を活用し、上記諸機能を統合し、様々な交流や交歓により人をつなぎ、新たな小国を紡ぐ、次期総合センターの理念を象徴する機能を確保する。

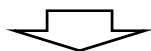
【検討すべき付帯機能】

- 地域住民の保養・保健機能（温泉・保養機能、高齢者の健康づくり機能など）
- 防災・減災機能（防災情報センター、備蓄倉庫、一時避難場所としての機能など）
- 自然エネルギー活用機能（森林バイオマス、雪氷冷熱、無散水消雪など）
- その他必要な生活サービス提供機能（子育て支援、高齢者の健康づくり支援など）

なお、住民ニーズの高かった温泉施設については、次期総合センターの建設地とあわせて、その実現可能性を検討していく。



【小国町の新しい地域像（未来像）を体現する象徴的な拠点施設】



●文化の享受・育成・継承機能

革新性：伝統的な生活文化を活かして新たな産業を創出する

●人材の育成・交流・連携促進機能

再構築性：人材の育成や地域文化の棚卸しにより交流・連携を促進させる

●地域ビジネス創造機能

創造性：地域資源を活用して新たなビジネスや経済循環を生み出す

2) 施設の機能を複合化することの利点・理由

次期総合センターは、集会施設であるホールや図書室（館）、研修室や会議室等の機能を有する施設が必要と考えられ、それぞれの機能が独立した施設とするよりも複合化した施設が望ましいと考えられる。

諸機能を複合化した施設整備のメリットとしては、以下の諸点が挙げられる。

【施設整備の観点からみたメリット】

- 単体として整備するよりも土地の有効利用が図られる
- 共有スペースを兼用することで規模を合理化しつつ空間構成に広がり生まれる
- 会議室や研修室等を他の目的で兼用することで施設規模の縮小化につながる
- 単体施設とするよりも利用者のアクセシビリティ（コミュニティバス等）が確保しやすくなる
- 施設規模の合理化により建設費に係るコストが低減できる
- 老朽化した施設の改修よりも建設コストや維持管理コストが効率化できる

【施設運営の観点からみたメリット】

- 機能を複合化することにより施設の利用率が高まる
- それぞれの利用目的を達成しながらも共用化により新たな利用ニーズの創出につながる
- 集いの場ができることにより世代を超えた交流や人と人の新しいつながりが生まれる
- 複数機能の相乗効果によりそれぞれの活動の高度化や融合化につながる
- 施設規模や管理体制の合理化により維持管理コストが節減できる

平成 27 年 10 月に策定された「小国町地域創生総合戦略」と「小国町人口ビジョン」によれば、今後、出生率の向上や若年者の社会流出の抑制、外部からの恒常的な転入者の増加等に係る施策の展開を図った上でも、自然減の増大に伴い総人口の減少は避けがたく、2040 年時点の人口は 2015 年現在の人口（8,195 人）よりも 2 割強減少し、6,220 人になると推計されている。

また、高度成長期以降に整備した社会インフラは全国的に一斉に更新時期を迎えることから、過疎債を活用して整備してきた中山間地域では、その財政負担と新たな公共投資の効率化が喫緊の課題となっている。これは小国町においても例外ではなく、公立保育園をはじめ老朽化しつつある公共施設に対する対策が迫られているところである。

少ない人口で広大な町土を支える小国町においては、現総合センターの建設当時の地域づくりの理念を継承しつつ、より時代に即した住民ニーズを踏襲して必要な生活サービスを集約的に提供できる施設を基礎的な生活圏の中で構築していくことが今後ともますます重要と考えられる。

したがって次期総合センターの整備に際しても、今後の地域づくりに必要とされる諸機能を一体的かつ効率的に提供するとともに、メリットを最大限に発揮して各機能の相乗効果が期待される複合施設として整備を図るものとする。

3) 個別施設空間の整備方針（参考例示）

前項までに整理したような諸機能を具備した複合施設としての次期総合センターについて、整備イメージを具体化するため、全国の類似施設を参考にしつつ、それぞれの施設空間ごとに整備方針を示す。

①エントランス

- ◆ゆったりくつろげる共通ロビーや飲食サロンスペースの確保、グループで談話できる空間の確保など施設利用者の相互の交流やセンターに来訪する外部人材との交流など、様々な交流や出会いを生み出す空間づくりを図る。
- ◆ロビーや展示スペース、ホールホワイエ等を活用し、積極的に小国町の魅力や企画イベントの内容等の情報発信・PRを図り、施設利用者が様々な分野、グループで利用したくなるような環境づくりを行う。
- ◆外部との交流や移住促進に向けて、特産品の紹介・販売等のイベントが行えるスペースの確保についても、「道の駅」で提供している機能との関係も含めて検討していく。

②図書館（図書室）

- ◆住民の高い読書ニーズを支援する蔵書の充実を図る（現総合センターにおける収蔵能力約 2.6 万冊→次期総合センターで想定される収蔵能力約 3 万冊に拡充強化）。
- ◆小国町の地域文化や郷土の歴史資料、自然環境関連資料など地域学習ができる資料を整備する。
- ◆小国町の現状や暮らしに役立つ行政資料・情報等が入手できる環境をつくる。
- ◆開架、閲覧スペースを充実させ閲覧しやすい環境をつくる。
- ◆レファレンスサービス（調査・相談業務）を充実し、すべての町内外の全ての人が利用しやすい環境をつくる。
- ◆子どもから障がい者まですべての利用者が等しくサービスを受けられるようユニバーサルデザインを考慮した施設整備（ゆったりとくつろげる場や子どもスペースなど）を図る。
- ◆親子で楽しめる場やグループでの調べもの等に利用可能なスペースの確保など、本を通じて感動や発見、交流の機会が生まれる場をつくる。
- ◆本に関する様々な企画イベントを実施（固有テーマの本フェスタ、シリーズ開架等）する。

③ホール

- ◆ホール規模は、昨年度調査の結果を踏まえると比較的小規模な多目的ホールとし、音楽や芸術発表、公演など幅広い利用に配慮する。
- ◆客席はロールバック式の電動式移動観覧席（階段状の観客席を電動でセッティングできる構造）とするとともに、座席収納時には平土間スペースの確保が可能となる構造とし、災害時の一時避難所など多用途な使用にも考慮して稼働率の向上を図る。
- ◆ホールの舞台は、様々な舞台芸術に対応できるよう可動プロセニウム方式とし、ステージ周辺のスペースや天井高、倉庫の配置など利用者の使い勝手に配慮したものとする。
- ◆間口、奥行とも 10～12m 以上の十分な広さを確保し、様々な催しの演出上の要求に対応できる照明設備や舞台音響設備を備えたものとする。
- ◆また、楽屋は舞台用の楽屋のほか、会議・打合せスペースなど、通常の生涯学習機能との併用も考慮した施設構成に配慮する。

- ◆さらに、リハーサル室や練習室についても生涯学習機能の研修室として利用可能な構成とし、施設利用の向上を図る。

④ギャラリー

- ◆町民ギャラリー：町民の様々な文化活動の創作展示（企画展示）や小国町の魅力を紹介する特産品等を展示（常設展示）できるよう、ロビーとあわせて展示スペースを確保するとともに、町民の憩いの場としての機能が果たせるように配慮する。

⑤研修室、練習室

- ◆研修室：複数の規模の研修室を設置し、大規模イベントの際にはホール楽屋としても活用可能な施設となるよう構成に配慮する。
- ◆研修室のうち、町民が地域文化の継承活動ができるための機能を備えたスペース（創作室）についても確保する。
- ◆練習室は研修室を兼ねるものとするが、町民の創作ニーズに応じて防音対策を十分に備えたスペースの配置についても検討する。また、高齢者の健康づくり活動（健康体操や健康づくりダンス等）の利用も含め活用を図る。
- ◆町内のコミュニティビジネスの事務局、町内で起業・創業を目指すアントレプレナーを対象に、各地区の旧小中学校の活用とあわせて、事務所機能（サテライトオフィスとしての利用も可）を有する小規模研修室（5～10人程度）を複数設置する。
- ◆小規模研修室は、可動間仕切りで区切る構造とし、用途に応じて必要面積が確保できる柔軟な施設構成とする。開館当初の利用が見込めない段階では、青少年の自習室やサークル活動等の活用を図る。

⑥管理事務室、共用施設

- ◆施設利用者が誰でも訪れやすく、分かりやすいエントランス付近に管理事務室を設置する。
- ◆今後設立が予定されている「山の暮らし創造伝承機構」については、当面は次期総合センターの管理運営事務室の一角に置く。
- ◆機構の担当者は、外部からの来訪者に対してギャラリーでの小国町のガイダンスはもとより、希望者に対して交流・移住に係る相談窓口機能（相談コーナーを設置）を担う。

⑦その他の機能整備方針

- ◆外部からの来訪者も利用しやすいように館内のインターネット環境（Wi-Fi）を整備する。
- ◆館内には、可能な限り多くの活動や集い、多世代交流が図られるような工夫に配慮する。
- ◆屋外空間には、屋外イベントや多世代交流が図れる広場等を設けるとともに、周辺と調和した緑化等外構にも配慮する。
- ◆駐車場や駐輪場を整備する。（駐車場は敷地面積や構造にもよるが、150～200台を確保）
- ◆防災備蓄庫や災害時の防災情報センター等の機能についても地域防災計画と整合を図り、必要に応じて検討していく。
- ◆既存施設の老朽化の状況も踏まえて、必要な公共施設や生活関連サービス施設の併設についても検討していく。

4-4 施設構成と概略規模

1) 現総合センターの利用状況等からみた施設規模

次期総合センターの施設規模を想定するにあたって、現総合センターの近年における利用状況（表－5）をみると、既存施設の規模の制約はあるものの、集会室については最大で200～300人の利用状況となっており、会議室や研修室は最大20～100人程度の利用となっている。

また、現総合センター以外の既存施設を活用した室内イベントの開催状況（表－6）をみると、過去2年間で大規模な室内イベントは4回開催され、参加者数は約200～500人となっている。

表－5 近年におけるおぐに開発総合センターの最大利用者数

年 度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
利用室	利用回数 利用者数	合 計	平均利用人数/回 最大利用者数	合 計	平均利用人数/回 最大利用者数	合 計	平均利用人数/回 最大利用者数
集会室	利用回数	160	44	181	36	169	33
	利用者数	6,963	300	6,474	200	5,591	200
研修室	利用回数	316	13	361	12	290	13
	利用者数	4,213	50	4,312	50	3,781	50
会議室1室	利用回数	155	7	154	7	132	8
	利用者数	1,113	22	1,046	20	1,069	20
会議室2室	利用回数	34	20	83	19	78	19
	利用者数	679	45	1,597	100	1,461	50
小会議室	利用回数	63	5	51	6	31	5
	利用者数	329	20	292	13	143	14
茶室	利用回数	85	8	83	7	70	7
	利用者数	675	30	558	20	514	17
保健相談室	利用回数	214	9	207	8	195	10
	利用者数	1,958	30	1,756	30	1,910	20
交流室～10	利用回数	56	8	87	6	58	7
	利用者数	457	100	542	10	401	30
交流室11～	利用回数	20	29	13	29	10	17
	利用者数	582	100	380	40	168	30

注：小国町資料による

表－6 近年の大規模イベント等(室内)の開催状況

開催日時	イベント名称	開催場所	参加人数
H26.6.5	知事と語ろう市町村ミーティング	小国町健康管理センター	180 人
H26.10.14	新潟山形南部連絡道路建設促進期成同盟会 住民大会	小国町民総合体育館 大体育室	500 人
H26.11.14	小国町小中高一貫教育推進シンポジウム	小国町立小国小学校 体育館	200 人
H27.9.13	美し国づくりシンポジウム	小国町立小国小学校 体育館	400 人

注：小国町資料による

一方、昨年度調査では東北地方や山形県内における既存の公立文化施設の設置状況や、公立文化施設の一般的な自主事業の開催状況からみた平均的なホール規模の試算結果では、200～500 席程度の施設規模と想定されている。

以上を踏まえると、次期総合センターの施設規模を想定する上で大きな要素となるホールの規模としては 200～400 席程度の小規模なホール が想定され、研修室や会議室については、20～100 人 が利用できる複数規模の会議室を整備することが妥当と考えられる。

2) 想定される施設の構成と概略規模

前項の検討結果より、施設の構成と概略規模としては、以下のように考えられる。

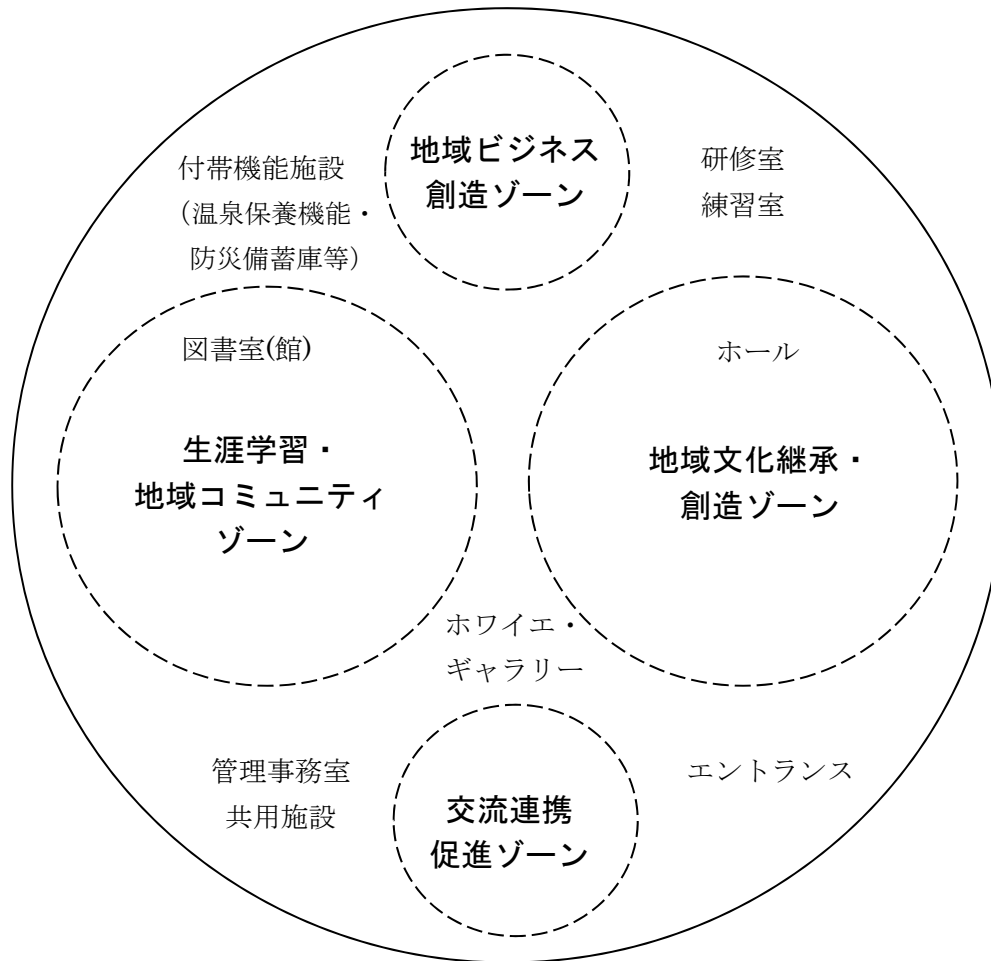


図-4 次期総合センターの施設構成模式図

表-7 次期総合センターの概略規模(案)

部門構成	概略規模	備考
ホール	500～700 m ²	現センター集会室:約 330 m ²
ギャラリー	100～200 m ²	
図書館・書庫	300～400 m ²	現センター図書室:約 130 m ²
研修室・練習室	500～600 m ²	現センター会議室:約 550 m ²
エントランス・共用施設	200～300 m ²	
(温泉・保養関連施設)	(500～800 m ²)	
管理事務室・応接他	200～300 m ²	現センター事務室:約 60 m ²
機械室・倉庫	200～300 m ²	
延べ床面積	2,000～2,800 m ²	現センター総面積:2,425 m ²
駐車場	150～200 台	

4-5 施設整備の候補地

1) 立地の検討にあたっての基本的考え方

次期総合センターの整備に際しては、将来にわたる小国町の地域づくりの中核拠点とする位置づけから、当該施設の立地環境も重要と考えられる。

次期総合センターの整備候補地として求められる立地環境について、重視すべき点としては、以下の諸点が挙げられる。

- ①地域文化の振興や生涯学習の推進を図っていくことはもとより、地域内外の交流を促し、まちの賑わい創出や中心市街地の活性化にも寄与すること。(市街地活性化効果)
- ②既存の公共施設との連動性やアクセシビリティを確保することで、施設利用度の高い魅力あふれる地域づくり拠点とすること。(交流・集客効果)
- ③おぐにの優れた自然と文化のシンボルとして周囲と調和した構造、デザインとするために、必要な敷地面積の確保ができること。(敷地自由度)
- ④用地取得や造成工事の容易性、規制の有無、災害時の安全性など拠点施設の整備に必要な立地環境を有すること。(事業難易度)

2) 候補地の概要および評価

現総合センターは市街地内の文教ゾーンに位置しており、現在の立地場所での建替えも有力な候補の一つと考えられるが、建設期間中は施設の利用が難しい等の問題点もある。

そこで、現総合センター地区に中心地区内における遊休公有地としての旧小国小学校跡地及び中心商店街地区も加え、前項1)の配慮点を踏まえつつ、次期総合センターの建設候補地を検討すると、図-5及び表-8に示すとおりである。

すなわち、①の配慮点(市街地活性化効果)からは、中心商店街地区に整備することが施設利用者の利便性や商業機能の向上など、まちの賑わいを再興する上で最も望ましい候補地と考えられる。

②の配慮点(交流・集客効果)からは、現総合センター地区が小中学校や小国高校に近接しているため、放課後など青少年の利活用ニーズにも対応でき、中心商店街地区は鉄道東側の医療・福祉施設利用者ニーズにも対応できる。一方、旧小国小学校跡地は小中学校や小国高校が立地する教育ゾーンや保健・医療・福祉ゾーンからやや距離があるため、青少年層や高齢者層の活用を図る際には交通アクセスの確保が必要となる。

③の配慮点(敷地自由度)からは、十分な面積がある旧小国小学校跡地が最も望ましい候補地と考えられる。現総合センター地区は、小国小中学校の教育環境に支障なく、利用者の駐車場を確保しつつ現総合センターを稼働しながら隣地に建設可能な場合は、現総合センター地区は最も効率的な建設適地と考えられる。中心商店街地区は、用地取得が必要となる。

④の配慮点(事業難易度)からは、遊休公有地となっている旧小国小学校跡地が望ましい候補地と考えられ、次に現総合センター地区が挙げられる。中心商店街地区は、現況の土地利用状況や用地取得等の問題も考慮すれば、現実的には極めて困難と考えられ、将来的にショッピングセンター(平成9年築、敷地 8,453 m²、延べ面積 9,146 m²、立体駐車場 250 台)の建替えもしくは改築等とあわせて整備する際は、有力な候補地として考えられる。

なお、次期総合センターにおいて町民の要望が最も高い温泉施設については、現在の機能の継承・活用が見込まれるため、現総合センター地区が実現可能性は最も高い。

表－8 次期総合センターの建設候補地の検討案

区 分		現総合センター地区	旧小国小学校跡地	中心商店街地区
取得可能敷地規模		約 6,500 m ²	約 12,500 m ²	(用地交渉によるが、まとまった敷地としてはショッピングセンターの建替え以外に考えにくい＝約 8,500 m ²)
土地所有		町有地	町有地	主に民有地
都市計画		第一種住居地域 容積率:200% (現施設:37.3%) 建蔽率: 60% (現施設:11.1%)	第一種住居地域 容積率:200% 建蔽率: 60%	近隣商業地域 容積率:200% 建蔽率: 80%
				第二種住居地域 容積率:200% 建蔽率: 60%
市街地活性化効果		文教ゾーンの核としても期待される	中心部とやや距離がある	中心市街地に位置し最も期待される
交 流 ・ 集客 効果	道路・駅	国道に近接しており期待される	国道からやや距離がある	駅や国道に近接しており期待される
	近隣施設	中心街区や役場、保健・医療・福祉ゾーンとは、高齢者の自力歩行による移動範囲としては限界に近く、施設間の相互利用を図る際には公共交通等によるアクセスの充実が課題	小中学校や小国高校が立地する教育ゾーンや保健・医療・福祉ゾーンからやや距離があるため、青少年層や高齢者層の活用を図る際には交通アクセスの確保が必要である	駅や役場、保健・福祉・医療施設からも近接しており、高齢者が徒歩で移動できる範囲内であり、周辺地区からのアクセスについても既存のコミュニティバスも活用しやすい
	広域アクセス	新潟山形南部連絡道路の計画ルートからはやや距離があり、アクセス上の配慮が必要	新潟山形南部連絡道路の計画ルートによっては現在の「道の駅」の移転(併設)も含め、ゲートウェイ機能を付加することも検討に値する	新潟山形南部連絡道路の計画ルートからはやや距離があり、アクセス上の配慮が必要
敷地 自由度	制約	現総合センターとの配置調整	制約なし	ショッピングセンターの建て替えとの調整
	駐車場	駐車場用地の拡張が必要	敷地内に確保可能	地下駐車場等の整備要
事業 難易度	基盤	概ね良好	アクセス対策が必要	用地取得が困難
	事業調整	現総合センターとの工事調整	制約なし	権利調整が困難
備 考		・現総合センターの活動の連続性への配慮 ・温泉機能が継承可能	・対岸のコバレントとの連絡可能性 ・温泉機能は継承困難	・温泉機能は継承困難

3) その他町内外の動向に即した建設候補地の可能性について

小国町で計画されている新潟山形南部連絡道路は、日本海沿岸東北自動車道と東北中央自動車道を接続する延長約 80 kmの地域高規格道路である。平成 6 年に路線指定を受け、新潟県側の荒川道路と山形県側の赤湯バイパス区間の約 11 kmが既に開通しており、新潟県側の鷹ノ巣道路と山形県側の梨郷道路の約 12 kmが事業中であるが、小国町～新潟県関川村の約 12 kmについては調査区間（未事業化区間）として位置付けられている。

現在、小国町を走る国道 113 号は、太平洋側と日本海側を結ぶ広域的な幹線道路として機能している一方で、その一部には迂回路が全くない区間があり、土砂崩れや雪崩などの自然災害や事故による通行止めが発生した場合は、広域迂回を余儀なくされ、沿線の住民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしている。また、第 3 次救急医療施設（置賜総合病院）への搬送時間の短縮や冬期間の降積雪による走行環境の改善など、小国町における定住促進を図る上でも、新潟山形南部連絡道路の整備進捗に寄せる地域の期待は極めて大きい。

平成 27 年 3 月には、小国町～新潟県関川村の区間が「計画段階評価着手」の段階となり、将来の整備に向け前進が見られたが、町内を高規格幹線道路が通過することによるインパクトは大きいことから、生活経済圏の拡がりや地域間交流の活発化など、次期総合センターの立地場所を検討する上でも十分な配慮が必要と考えられる。

現段階では、町内を通過する具体的なルートは明確ではないが、仮に市街地周辺部においてインターチェンジ機能をもつアクセス地点が形成されることになった場合は、「道の駅」機能の移設も含めて次期総合センターの新たな建設候補地としての可能性を再度検証する必要があるものと考えられる。

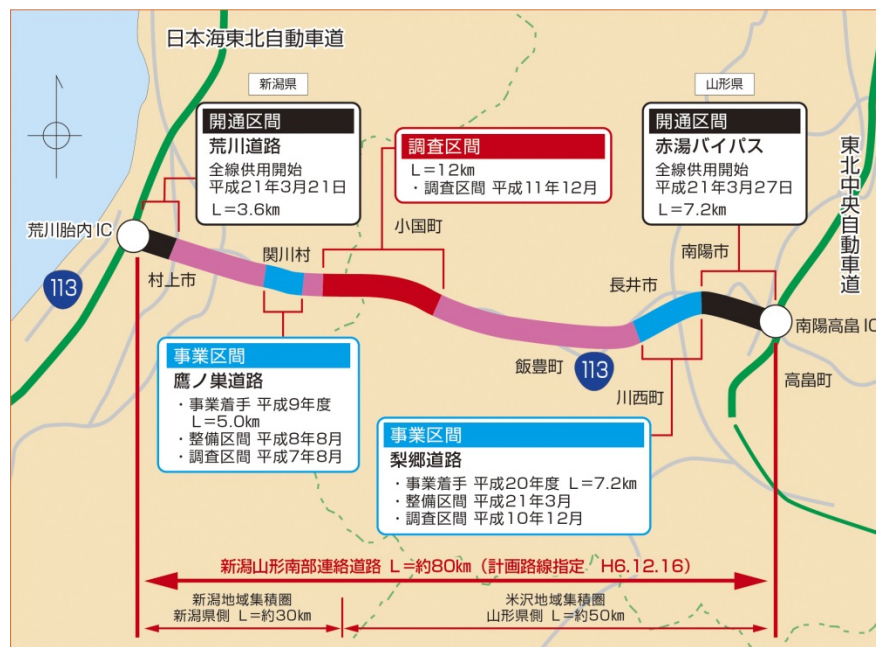


図-6 新潟山形南部連絡道路の事業計画区間

4-6 運営主体と運営方法

1) 運営形態の区分

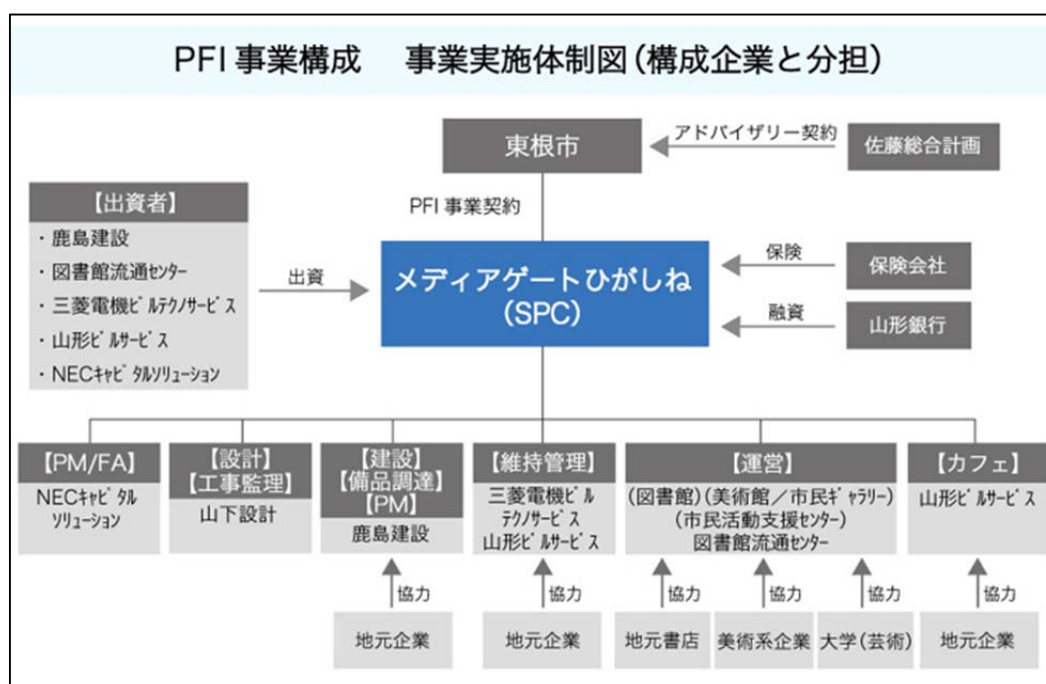
次期総合センターの運営形態としては、小国町が直接管理を行う「直営管理方式」や特定の事業者管理運営を代行させる「指定管理方式」、民間主導により建設・運営までを担う「PFI方式」のいずれかが考えられる。

各方式の特徴を示すと以下のとおりである。

表-9 次期総合センターの管理運営方式

区分	直営管理方式	指定管理方式	PFI方式
メリット	①事業や運営の展開に、行政サイドの意向を反映させやすい ②施設運営にかかる経費が明確 ③安定した人件費が確保でき、職員の身分が保障される	①民間事業者のノウハウを活用した事業展開が可能 ②住民ニーズへの柔軟な対応や運営コストの節減等が期待できる ③職員間の競争(人事管理)やモチベーションの向上が期待できる ④事業や運営における創意工夫や予算に制約されない機動的な対応が可能	①施設の建設から管理・運営までに民間の資金やノウハウを活用できる ②事業コストの削減や行政よりも質の高い公共サービスが提供可能 ③民間の既存事業に加えて新たな事業機会が生まれることから地域経済の活性化に結び付く
デメリット	①新規施設の場合は担当職員の増員等が困難 ②人事異動より定期的な職員の入れ替えがある ③指定管理者に比べて運営経費がかかる ④会計制度が単年度会計であり、複数年にわたる継続的な事業展開がしづらい ⑤経営意識が育たず、事業や運営の硬直化が懸念される	①有期(3～5年程度)のため、継続性の確保に工夫が必要 ②図書館事業は非収益のためサービスの低下をきたしやすい ③民間サービスが少ないため競争性が十分確保できない ④他の公共機関との連携が図りづらい ⑤行政には、芸術文化事業の実践に係るノウハウが蓄積されない ⑥町民等のボランティアが育ちにくい	①手続が複雑で民間事業者にとっても準備に時間がかかる ②対応できる企業やリスクを負担できる企業が限定される ③地方圏では収益の回収などPFIにかなう事業が少なく、投資回収期間も長いことから事業採算性がなかなか見込めない

- 指定管理者制度は、公共施設の管理に際して住民ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、民間のノウハウを活用しながら管理運営コストの削減を目的に導入された方式である。
- しかしながら、次期総合センターの中心的機能として期待されているものは、図書館(室)運営を含む生涯学習機能や芸術文化の振興、地域文化の保全・継承機能、新たな人の流れに向けた交流・移住相談機能など、必ずしも単独で事業採算性が確保できるものではないことから、これらの非採算事業も維持できるような管理運営体制を検討する必要がある。
- また、町内においてもこれらの諸機能の発揮をはじめ、町の政策方針を十分反映し、各機能を総合的にプロデュースできる民間主体は極めて少ないと考えられる。
- PFI 方式は、民間資金を活用して民間主導により設計から建設、運営までを担う方法であり、公共サービス等の提供において事業コストの削減や質の高いサービス提供につながる方法である。
- ただし、PFI 方式による整備は、高度なノウハウや経験と実績を要することや資本力のある民間事業者が十分な採算性を見込みながら運営を維持できる参入環境が前提となることから、参入事業者や立地環境等が限られ、特に人口規模の小さな中山間地域の自治体においては、実現可能性は厳しい状況と考えられる。
- なお、山形県内では東根市において、民間企業 5 社により平成 26 年 8 月に特別目的会社（SPC）を設立し、美術館や図書館、市民活動支援センター/市民ギャラリーの 3 つで構成される複合文化施設が PFI 方式により整備されつつある（平成 28 年 11 月開設予定：図－7 参照）が、この背景には、同市が平成 22 年の国勢調査人口において、山形県内で唯一、人口増加を示した自治体であることも大きいものと推察される。
- したがって、当面は直営方式で運営をスタートして機能別に適切な管理運営を図っていくとともに、地域住民や地域の NPO、民間企業等の幅広い参画や協力を得ながらその運営の一翼を担える主体を育成し、将来的には指定管理制度に移行していくというような段階的な運営体制の構築が現実的かつ望ましいものと考えられる。



図－7 東根市公益文化施設の事業体制

2) 管理運営の方針

次期総合センターの管理運営にあたって重視すべき基本的な考え方を整理すると、以下の諸点が挙げられる。

①施設全体の適切な管理運営の推進

- ・次期総合センターの主な構成施設は、「文化ホール」・「図書館(室)」・「生涯学習センター」・「山の暮らし伝承創造機構」に大別されることから、基本的には、当面は機能別の各管理主体が適切な管理運営を図る。
- ・しかしながら、魅力ある施設とするためには、施設全体や共同利用空間を一体的に企画・管理運営することの有効性を考慮し、今後、具体的な施設整備計画の検討とあわせて、管理運営についても、関係各課と十分な検討・調整を図る必要がある。

②住民主体の管理運営の推進

- ・次期総合センターの持続的な運営に際しては、構想・計画段階から主な利用者である住民や住民団体等の参画を図るとともに、ニーズに即した適切な管理運営を図っていくことが最も重要である。
- ・そのため、管理運営、自主的イベント等事業や交流・情報発信事業等に係る企画運営など、施設の運営に際しては、様々な側面で住民参加を積極的に図り、施設の稼働率や収益性を高める。

③指定管理者制度等の活用

- ・将来的に指定管理者制度の導入を図る際には、効率化によって必要なサービスの低下・削減としないよう配慮するとともに、次期総合センターのミッションや指定管理者の行う業務の範囲、運営能力の精査や育成等について十分な検討を行う。
- ・検討に際しては、施設計画の検討や設計段階において地域住民や関係団体の参画を得ながら、指定管理者となりえる主体や組織を育成していくことも視野に入れる。

④施設運営を支える人材の登用や人材育成の推進

- ・拠点施設や利用団体等の持続性・成長性を高めていくためには、施設をより一層魅力のあるものとするよう、有効な利用方法や楽しみ方を創意工夫していく人材の確保が重要である。
- ・地域住民のみならず、地域おこし協力隊等の外部人材の導入・活用も図り、ボランティア、活動リーダー、アドバイザー、インタープリター等の育成に努める。
- ・施設長は民間人の登用の可能性を含めて早期に決定し、施設計画や管理運営計画策定の中核を担っていくことが有効と考えられる。

⑤情報発信やアピール戦略の促進

- ・利用者ニーズの把握を行うとともに、多様な広報媒体を活用し、有効な情報の発信やPRを継続的に行い、リピーターの増大や新規利用者の拡大を図る。

3)「山の暮らし伝承創造機構」の創設

①「山の暮らし伝承創造機構」とは

地域創生に向けた都市内拠点となる次期総合センターの整備とあわせ、小国町に賦存する豊かな自然資源をはじめ、小国の人々が暮らしの中で守り、培ってきた歴史や生活文化・生活技術資源などを保存・継承しつつ将来の地域づくりに活用していく方策を企画・実践していくために「山の暮らし伝承創造機構」を創設する。

「山の暮らし」とは、地域の風土を象徴する自然系資源や社会系資源に対して人間が有機的に働きかけて築き上げたその地域特異の生活文化・生活技術であり、小国町における主な資源としては、例えば以下のものが挙げられる。

- 食文化（山菜、キノコ、マタギ料理、わっぱ、えづこ、川魚…）
- 信仰・祭事（山岳信仰、虫送り、獅子踊り、熊まつり、さいず焼など）
- 伝統芸能（農村歌舞伎）
- 伝統工芸（木工、つる細工）
- 口承文芸（おぐに話部）
- 狩猟文化（マタギ、内水漁法など）
- 産業技術（営農技術、林業・森林管理など）
- その生活文化（昔遊び、生活用具、炭焼きなど）
- 森林セラピー、山岳・旧跡ガイド
- そば打ち、雑穀料理

注）上記項目の○は古くから地域で受け継がれてきた生活文化・生活技術資源であり、●は比較的近年の取組によって形成された資源である。

上記の生活文化・生活技術資源は、人と自然の長い営みの中で培われてきた住民の「わざ」や技術の結晶であり、ブナ文化に代表される地域固有の魅力や誇りの源泉となるものと考えられる。

また、これらの生活文化・生活技術資源は、これまで一部の地域や住民が継承してきたが、高齢化が進むなかでその継承が困難になりつつある。

よって、行政や地域住民、関係団体をはじめ、小国町と係わりのある外部人材や研究機関等が連携・協働してその保全や継承、利活用に向けて取り組む仕組み＝「山の暮らし伝承創造機構」の構築が求められる。

また、生活文化・生活技術資源の継承をはじめ、地域資源としての磨き上げと地域振興への利活用については、一朝一夕に実現できるものではなく、それを支える人材の確保や継続的な育成や広く内外からの支援が求められる。

したがって「山の暮らし伝承創造機構」では、地域人材の育成や交流・連携を通じて小国町の今後の地域創生のコア機関として位置づけ、その実現を目指す各種取組を展開する。

②「山の暮らし伝承創造機構」の役割

「山の暮らし伝承創造機構」には「小国らしさ」という地域遺伝子を具現化し、守り育てるとともに、広く内外にその魅力や価値を発信し、今後の持続的な地域づくりを支える推進エンジンとしての機能が期待される。

そのような観点から、「山の暮らし伝承創造機構」の主な役割としては、以下のような機能が考えられる。

i) 地域活動支援機能

各地区における自主的な地域づくり活動や地域文化の継承に係る情報提供や活動プログラムの作成支援、広報・啓発事業に係る支援など、行政による財政支援とともに側面的にサポートしていく。

ii) 移住・交流活動支援機能

地域の魅力発信や各地区で展開されてきた交流活動に関する様々な情報発信、新たな交流活動に向けたプロモート機能を発揮する。また、あわせて移住に関する相談機能（くらし、住宅、職業、地域活動など）、窓口機能の役割を果たし、新しい人の流れをつくる。

iii) 地域ビジネス創造機能

各地区の取組も含めて地域の関係団体や企業、行政、高等教育機関等と連携しながら地域資源を活用した生産・加工・販売等に係る事業化支援や起業・創業に向けた斡旋、仲介、情報提供等のサポート機能を果たす。

iv) 人材育成・研修機能

行政や高等教育機関や調査研究機関と連携し、地域づくり人材を発掘・養成するための研修プログラムの開発と実施をはじめ、町外への研修派遣、地域づくり活動や地域ビジネス創出のための協働支援など、地域文化の継承や創造に向けた人材育成機能を果たす。

v) 調査研究機能

町内の地域資源の発掘や有効利用方策、持続可能な地域社会の形成方策等について、小国町の幅広い人的ネットワークや研究機関との連携体制を活用しながら調査研究活動を行い、その成果を広く情報発信していく。

③「山の暮らし伝承創造機構」の運営体制

当面は常勤の行政職員 1～2 名、地域おこし協力隊などの嘱託職員 1～2 名が中心となって上記機能の構築と活動の展開を図ることとするが、小国町とつながりの深い学識経験者や有識者、高等教育機関等との連携を深めながら運営していくものとする。

将来的には地域住民や UI ターン者等が中心となって法人化の可能性も検討していく。

④次期総合センターの運営体制との関係

次期総合センターは複合的な機能を有する公的施設として整備・運営することを想定していることから、当面は関係各課が施設の管理運営を担うことになるが、「山の暮らし伝承創造機構」の活動の発展と法人化を視野に入れて、将来的には次期総合センターの指定管理者としての可能性を検討していく。

4) 次期総合センターの施設運用イメージ

現段階で想定される次期総合センターにおける機能別の施設運用イメージとしては、以下のよう
に考えられる。

表－10 機能別に見た施設運用のイメージ

施設の機能	施設の活用イメージ	
生涯学習の 推進や地域 コミュニティ の維持・ 育成機能	図書室	・図書室では、小国小学校のメディアルームと役割分担して社会人向けの図書の充実を図り、来訪者向けの閲覧スペースを充実させていく。 ・置賜地区公共図書館(室)広域貸出サービスを活用しながら各地域の既存施設を活用した図書の配送貸出システムを構築する。 ・図書サービス向上のために図書会員制度の導入を図るとともに、新刊図書や広域利用図書等の案内等についてはメーリングリストを作成・活用して周知し、利用向上につなげる。 ・「山の暮らし伝承創造機構」の職員と連携し、小国町の歴史や文化資源に係る郷土資料等の保管整理を行い、地域内外からの問い合わせに活用できるようレファレンスサービスを充実する。
	研修室、 視聴覚室 等	・研修室等での講座や体験教室については、基本計画の策定段階から参画した団体関係者や町民ボランティア等がさまざまな生涯学習講座を開催する。 ・視聴覚室では住民の芸術等鑑賞機会の提供と小国の自然や文化に係る情報発信の両立を図る。
	山の暮らし 伝承創造 機構	・各地区において既存施設を活用した「小さな拠点」づくりを進め、「山の暮らし伝承創造機構」が窓口となり、住民の自主的な地域づくり活動をサポートする。 ・当面は、各地区の『「小さな拠点」づくり推進委員会(仮称)』と連携を密にし、役場と連携しながら拠点づくりに必要な情報提供や各地区との情報交換の場づくり等の支援を行う。
地域文化の 保全や継承、 新たな文化 の創造機能	ホール	・ホールは芸術文化の鑑賞の場と同時に、小国のマタギ文化等に係る民俗芸能の伝承の場として、屋外ステージと連動した形なども考えられる。 ・舞台照明や音響等の保守管理は外部委託するケースが多いが、舞台操作等については、研修等により職員が担うことが望ましい。 ・芸術文化に係る公演事業については、当面は民間団体や公益団体の買い取り方式が主となることが予想されるが、民間のアマチュア公演の制作の場としても機会を広げて活用を図る。
	山の暮らし 伝承創造 機構	・「山の暮らし伝承創造機構」のセンター機能をもつ施設とし、りふれや森林セラピー基地をはじめとする町内各地域および町外類似施設等とのネットワーク(情報発信機能や交流ガイド機能)を形成する。 ・外部からの来訪者(交流者)を対象に、郷土資料や歴史書、写真など小国の風土と文化について体系的に触れ、学べるようなコーナーを設け、リクエストに応じてコーディネーター(地域住民でも可)を紹介する。
	創作室	・大都市に居住する芸術家や芸術系の大学生など、将来の芸術文化の担い手が一時的にでも利活用し、おぐにの自然と文化に触れて創作活動ができる工房スペースを設ける(「小さな拠点」づくりとあわせて旧小中学校舎の利用斡旋も含む)。
	視聴覚室	・小国の優れた自然や生活文化、それに係る記録映像等を保管して内外の来訪者に発信・提供する。

施設の機能	施設の活用イメージ	
地域文化の保全や継承、新たな文化の創造機能	展示室 (展示コーナー)	・展示室は全町的な町民の創作活動や研究活動の発表の場として企画展示の機会を増やして利用促進を図る。 ・ロビー等を活用して山の暮らし伝承創造機構が収集した小国町の生活文化・生活技術資源に係る資料や各地区の「小さな拠点」等の紹介、小国町の地域産業等に係る展示を行い、内外への情報発信を図る。
既存産業の高度化や新たな地域産業の創生機能	研修室、 創作室	・町内既存産業の高度化を促進するためのマッチングのしくみを開発し、相談や打合せを行う窓口を産業振興課内(「新事業開発室」の検討)に設けることも考えられる。 ・次期総合センター施設内では、定期的に異業種連携のサロンや交流会、先進事例の報告会等を開催し、マッチングの機会拡大を図る。 ・会議室の一角に小国の文化を活かしたコミュニティビジネス等のチャレンジオフィスやラボなどの創造・体験施設を設置して、事業創出の機会を支援する。
	会議室	・町内外から小国町で起業を目指す人材を募り、要望に応じてインキュベーションオフィスとして会議室の一部を貸し出すことも検討する。 ・小国の生産者や団体、企業等との取引を支援するために、大都市圏等の企業のサテライトオフィススペース(共有スペース)を提供する。 ・各地域の住民が交流しながら、社会教育の一環として特産品開発に取り組むような講座を設ける。
	その他	・未利用エネルギー(雪、バイオマス等)を活用した生産・加工施設(実験施設)の併設を検討して6次産業化を推進する。 ・利用ニーズを踏まえて調理実習室についても併設を検討する。
人口減少社会に向けた交流や移住・定住等の促進機能	山の暮らし 伝承創造 機構	・「山の暮らし伝承創造機構」の職員による移住・交流コーディネート窓口を設け、町内各地域と連携したお試し居住やおぐにの地域資源を総動員した通年型の体験プログラムを開発・提供する。 ・空き家情報バンク、既存公共施設の利活用に係る斡旋機能、就職斡旋機能、起業・創業促進機能等を窓口置き、一元的に情報を提供したり、サポートできる事務局体制を置く。 ・特に若い女性や子育て世代が懸念するような問題に対して親身に相談や紹介ができるような窓口(ネット相談窓口を含む)を設ける。 ・移住・交流コーディネート機能や事務局機能については、地域おこし協力隊等を活用して当面は直轄事業として行うが、機構の法人化の際には委託事業として継続していく。
	その他	・高規格幹線道路の整備の進捗を見据えて、将来的には道の駅機能に移転し、特産品の紹介や販売窓口なども設けることも検討していく。
その他付帯設備等	・情報提供サロンでは町内各地域の町民の活動や町外の催しなどを知ることができるアナログ・デジタルの掲示板機能を備える。 ・各地域から集う住民同士や内外の施設利用者が快適に情報交換できるような自由なサロン空間を備える。 ・「小国町地域防災計画」(平成25年3月)に基づき、大規模災害時の食料等の備蓄庫や災害ボランティアの支援窓口としての機能や活用方法についても検討していく。 ・住民ニーズの高い温泉保養施設については、建設地候補地も含めて検討していく。 ・青少年や高齢者等が利用しやすいよう各集落や各地区の「小さな拠点」をアクセスするコミュニティバスのルートに組み入れる。	

施設の機能	施設の活用イメージ
施設の運営形態	・民間のリクルート等の可能性も含めて、施設長(センター長)を置く。 ・施設(建物)の維持管理やホール機能、生涯学習機能については、当面は教育委員会が担当し、総務企画課(「山の暮らし伝承創造機構」)や産業振興課と連携しながら施設の運営・利用を図る。 ・そのため、施設長の下に役場や商工会、学校関係者、地域づくり団体等からなる「次期総合センター運営委員会」を設置し、センターの運営方針をはじめ各施、設機能の調整や複合的な利用調整を図っていくこととする。 ・また、大学や協力研究機関等との運営に関する協定を結ぶなど、研究機能、情報発信機能をもった運営組織とする。 ・「山の暮らし伝承創造機構」の事務局は、施設完成後は次期総合センター内に置き、役場職員と地域おこし協力隊等の外部スタッフの活動拠点とするが、将来的には法人化の検討とあわせて、指定管理者としての移行を目指していく。

4-7 「小さな拠点」とのネットワーク化

1) 各地区における「小さな拠点」づくり

「小さな拠点」づくりとは、小学校区など、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取組である。

平成 27 年 12 月に閣議決定により変更された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、今後の人口減少下における地域づくりの方針として、都市のコンパクト化とともに中山間地域における「小さな拠点」の形成が提唱されており、地域住民の活動・交流拠点の強化を通じた利便性の高い地域づくりが求められている。



図-8 「小さな拠点」づくりの概念図(国土交通省ガイドブックより)

小国町においては、国土交通省の補助を受けて平成 25 年度に小玉川地区で、平成 26 年度には北部地区において、「小さな拠点」づくりのモニター調査を実施し、その可能性の検討を行っている。

また、小国町では、平成 25 年度に小国小学校への統廃合を背景に、閉校となった各地区の旧小学校の活用方策を検討しており、建築基準法に基づく耐震基準に準じて表－11 のとおり今後の活用方針を定めている。

「小さな拠点」づくりは、このような旧小学校等の既存の公共施設を活用して、地域に不足している生活サービスを提供したり、都市との交流活動や特産品開発・販売等の小さな経済活動、住民の支え合いなどのコミュニティ活動の拠点として形成するものであり、今後、各地区の旧小学校の活用方針や住民の取り組みニーズも踏まえて、最も基礎的な生活圏の各施設として役割が期待される。

表－11 地区別の公共施設等の活用方針

地 区		地区の整備コンセプト	施設の機能	関連施設	施設整備に係る方針（×は解体、○は活用）		
					施設の活用・整備イメージ	校舎	体育館
北部交流ゾーン		・伝統的な木地の技に、現在の新しいデザインを重ね6次産業化を図る ・校舎棟は解体し、新たな機能を持つ施設のコンパクトな整備を検討	北部小中学校は、技の取得に関する各種講座、歴史、伝統産業、食文化などを紹介する「白い森北部セミナーハウス」機能	北部小中学校	校舎棟（S47、H4）は解体し屋内運動場（H15）に併設して新たに施設整備 ◆セミナーハウス（1F） ◆山の暮らし事務局、伝承室（2F） ◆住民サロン、学習室・研修室（3F） ◆スポーツ・イベントホール（体育館）	×	○
				りふれ	◆技の習得に関連する各種講座の開催		
				木工館	◆映像などで歴史や伝統産業、食文化、グッズなどを紹介		
中央部交流ゾーン	小国中央エリア	交流拠点施設の中核的な機能を有し、周辺の交流拠点施設と密接につながっている	（H26年4月に新たに小国小学校が開校）	小国小学校	旧小国小学校は解体して跡地利用を検討	×	×
	沖庭エリア	・古田歌舞伎や獅子踊りなど幅広い生活文化や技術を後世に伝えていく ・山菜の栽培など新しい産業の取組が始まっている	沖庭小学校は、農民芸能伝習や伝説、民話の資料室を備えた「白い森伝習センター」機能	沖庭小学校	屋内運動場（S63）、特別教室棟（H7）は再利用し、旧校舎棟（S37）は解体 ◆山の暮らし研究室、農村生活体験室（1F） ◆山の暮らし事務局、民話資料室、住民サロン（2F） ◆農民芸能伝習室（体育館）	○	○
				舟渡活性化センター	◆産業起こしに係る実践指導・研修や農村生活体験		
	伊佐領エリア	・主に町内閉校施設の図書保管を行いそれらが閲覧できる町の図書館としての機能を持たせる ・民俗芸能の保存伝承機能も持たせる	伊佐領小学校は、閉校施設の図書資料等の保管や体験交流、文化交流等を含めた「白い森文化交流施設」機能	伊佐領小学校	H3年竣工のためそのまま活用 ◆山の暮らし事務局、会議室、休憩室（1F） ◆住民サロン、セミナー室、資料室（2F） ◆多目的ホール（体育館）	○	○
	白沼エリア	越後街道沿いにある原風景を保存し後世に残す	白沼小中学校は解体し、代替施設の機能として6次産業化、体験交流等の機能	白沼小中学校	S55年竣工のため解体し必要に応じ代替施設を整備 ○山菜、キノコ活用の研修センター ○集会・会議室、炭と山菜の6次産業化	×	×
	叶水エリア	白い森おぐに湖の完成を出発点として新たな地域づくりを始める	（叶水小中学校は、現在も小中学校として活用）	叶水小中学校	現在も小中学校として活用（小中学校はS53年竣工）	－	－
南部交流ゾーン	玉川エリア	・南北の通過型道路から東西の歴史文化の道への誘導を図る ・いにしへの住民の暮らしをテーマに交流活動を展開 ・外部からの玄関口として歴史民俗博物館の拠点、（玉川文庫）とする	玉川小中学校は、町の歴史民俗資料の展示や旧越後街道を軸とした「白い森博物館」機能	玉川小中学校	H元年竣工のためそのまま活用 ◆玉川食堂、ライブラリー（1F） ◆山の暮らし事務局、ライブラリー、研究室（2F） ◆企画展示ホール（体育館）	○	○
				近接施設	◆食の仕事場（食品加工など6次産業化）		
	足中エリア	街道など歴史的背景とともに自然が醸し出す風景を楽しむ	（具体的な記載なし）	足中分校	S41年竣工のため解体	×	×
	小玉川エリア	（具体的な記載なし）	小玉川小中学校は、地域住民のコミュニティカレッジ機能、産業振興機能、森林セラピー基地の企画運営機能を持つ交流拠点施設	小玉川小中学校	S60年竣工のためそのまま活用 ◆山の工房（1F） ◆振興事務所、山のサロン、学習室、研究室（2F） ◆山のホール、山の食堂・台所（3F） ◆山の多目的ホール（体育館）	○	○
				近接施設	◆山菜栽培や岩魚の養殖など		

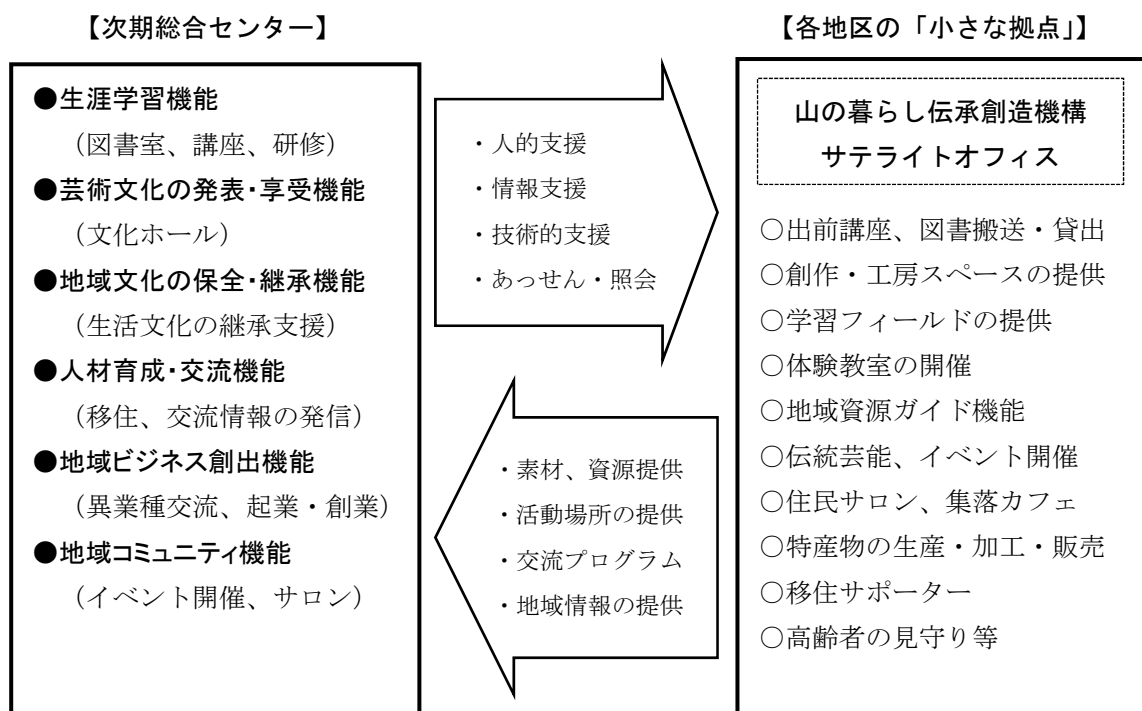
資料:「公共施設等活用推進調査研究事業業務」(平成 26 年 3 月、小国町)をもとに作成

2) 次期総合センターと各地区の「小さな拠点」とのネットワーク化

次期総合センターは、小国町を象徴する町全体の地域コミュニティ施設であると同時に、小国町の生活文化を広く発信し、様々な交流活動や経済活動に結び付けるコア施設と考えられると同時に、各地区における「小さな拠点」は、基礎的な生活圏域の中で小国の個性ある生活文化や集落コミュニティを維持・継承し、交流資源として活用していくサテライト施設として位置付けられる。

各地域における「小さな拠点」づくりは、それぞれの地区の地域コミュニティ組織が主体となつてその運営を担うことから、拠点で提供する機能は地区住民のニーズに応じた取組が中心となるが、次期総合センターに期待される機能と第4次小国町総合計画基本計画（後期）において位置付けられた各地区の将来像を踏まえ、今後、「小さな拠点」において連携が期待される機能や相互の連携・補完内容を整理すると、図－9のように考えられる。

なお、「小さな拠点」づくりは、地区住民の理解と参加・協力が前提となり、その実現には時間を要することから、次期総合センターの基本計画段階から並行的に各地区の「小さな拠点」づくりに取り組むとともに、センター開設後は形成された各地区の「小さな拠点」での取組と密接に連携しながら、より効果的かつ重層的な地域づくり活動が展開されることが望ましいと考えられる。



図－9 次期総合センターと各地区の「小さな拠点」との機能的連携関係

第5章 次期総合センターの実現化に向けて

5-1 事業化手法の検討

1) 整備事業費について

①昨年度の事例調査結果からみた整備コスト

昨年度の事例調査においては、全国の複合文化施設の主な機能や整備内容のほか、各施設の整備コスト（建設事業費）についても既往文献や電話ヒアリング調査により把握した。

次期総合センターの整備に向け参考となる主な類似施設の整備コストを整理すると、表-12のとおりである。

一部の施設を除き、建設単価は概ね 40～80 万円/㎡の範囲となっている。

表-12 既往類似施設の整備コスト

施設名	建設年	延床面積 (㎡)	建設費 (百万円)	建設単価 (万円/㎡)	備考
豊浦町地域交流センター	H17.7	2,034	848	41.7	
ブナの森ふれあい伝承館	H15.4	477	115	24.1	交流施設(木造)、公園
雄勝文化会館	H15.4	6,286	2,599	41.3	
朝日町エコミュージアムコアセンター 創遊館	H12.6	3,727	1,927	51.7	
白鷹町文化交流センターあゆむ	H21.10	1,820	852	46.8	
庄内町新産業創造館クラッセ	H26.5	2,300	438	19.0	倉庫活用施設
三春交流会館まほら	H15.4	3,600	2,121	58.9	
稲城市立Iプラザ	H21.10	4,804	6,900	143.6	PFI方式により整備
八尾コミュニティセンター	H12.4	4,660	1,480	31.8	
森町文化会館ミキホール	H6	5,943	3,462	58.3	
伊根町庁舎・コミュニティセンターほっと館	H17.3	2,399	830	34.6	木造
小野市うるおい交流館	H17.3	5,683	2,600	45.8	
下関市川棚温泉交流センター川棚の杜	H21.12	1,243	994	80.0	
中島総合文化センター	H12.4	5,539	2,446	44.2	
めくばー	H11.4	7,374	3,000	40.7	

注) 昨年度の事例調査から建設費が明らかな施設を抽出して再整理したものである

②既往調査結果からみた整備コスト

平成 20 年度に(財)地方自治研究機構が実施した「市民文化の創造に向けた公共文化施設のあり方に関する研究」において、公立文化施設の建設費用に係る調査が行われている。

その調査では、全体の建設費についてアンケート調査により把握された 9 施設から回答が得られ、それにより把握された建設費を延床面積で割り戻し単位面積(㎡)あたりの単価を出すと、1 ㎡あたりの建設費は 38～74 万円となり、平均では 53 万円となっている。

③次期総合センターの整備に際して推定される整備コスト

前記①及び②の結果から、一般的な文化施設の整備コストの単価（建設費を床面積で割り戻した㎡あたり単価）を算出すると、概ね 50～60 万円／㎡程度と見込まれる。

したがって、次期総合センターの施設規模（延べ床面積）を 2,000～2,800 ㎡と仮定すれば、現段階における建設費の総額は、約 10～14 億円と想定される。

2）維持管理コストについて

次期総合センターの運営に係るコストとしては、①生涯学習の推進や文化ホールの企画運営に係る事業費、②施設運営に係る人件費、③施設の維持管理費に大別される。

①事業費：	自主文化事業や生涯学習関連事業を行うために必要な費用であり、事業内容によって大きく異なる。 同様に「山の暮らし伝承創造機構」が中心となっていく地域活性化事業や地方創生関連事業も含まれる。
②人件費：	施設を運営するための人件費であり、センター長をはじめ事務管理スタッフや「山の暮らし伝承創造機構」のスタッフ等の人件費
③維持管理費：	光熱水費、設備メンテナンス費、舞台関係保守・点検費、清掃費、警備費、その他運営関連費（事務機器、消耗品費、修繕費、通信費等）

①事業費 及び ②人件費の想定コストについて

次期総合センターで展開する事業に係る事業費や運営に係る人件費については、展開する活動内容によって大きく異なるため、想定コストについては、これまでの生涯学習関係予算や文化振興に係る関係予算を事業方針と照らして精査していく必要がある。

③施設の維持管理費の想定コストについて

「公共ホールの計画づくりに関する調査」（平成 11 年、(財)地域創造）や「市民文化の創造に向けた公共文化施設のあり方に関する研究」（平成 21 年、古河市・(財)地方自治研究機構）、「交流拠点施設整備に関する研究」（平成 22 年、三好市・(財)地方自治研究機構）等の既往調査結果からみると、施設の維持管理費については、目安として 1 ㎡あたり 1～1.5 万円となっている。

したがって、次期総合センターの想定施設規模に照らせば、年間約 2,000～3,000 万円の維持管理費が必要と見込まれる。

3) 整備手法について

次期総合センターの整備手法については、建設後の運営方法も含め、一般的に以下の①～⑥の方法が選択肢として考えられる。

- ①**公設直営方式**：公共が起債等により資金調達して建設・所有し、運営管理も公共が担う
- ②**公設民営方式**：公共が起債等により資金調達して建設・所有し、運営管理は民間事業者へ委託
- ③**DBO方式**^{※1}：公共が施設を建設・所有するが、性能発注方式^{※2}により、民間事業者が自ら運営管理を行うことを前提に、設計・建設を行う。【ホルトホール大分】
- ④**P F I 方式**：民間事業者が資金調達を行い、性能発注方式により民間事業者が自ら運営管理を行うことを前提に設計・建設を行う。施設の建設後に公共に所有権を移転する BTO 方式 (Build-Transfer-Operate) と、事業期間中は民間事業者が所有権を保有し、事業期間終了後に公共に所有権 (Build-Operate-Transfer) がある。【杉並公会堂、稲城市立 i プラザ、東根市公益文化施設】
- ⑤**リース方式**：民間事業者(リース会社)の資金を用いて建設し、施設解体まで民間が行う。初期投資は民間事業者が調達し、自治体はリース料を分割して支払う。運営管理については、公共が直営する場合と民間事業者へ委託する場合がある。【札幌市民ホール】
- ⑥**負担付寄付**：特定の事業者が資金調達し、独自性の高い施設(エンターテインメント施設や研究施設等)を設計・建設する。建設後、特定の事業者は、施設を公共に寄付したうえで運営管理を行う。施設の一部は特定の事業者が無償で借り受け自己の目的のために使用する。【ジブリの森美術館 (三鷹市)】

※1 DBO方式: Design(設計)、Build(建設)、Operate(運営)の頭文字で、公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式のこと。民間の提供するサービスに応じて公共が料金を支払う。

※2 性能発注方式: 発注者が求めるサービス水準を明らかにし、満たすべき水準の詳細を規定した発注方法のことで、一般的に、仕様発注方式よりも性能発注方式の方が民間の創意工夫の発揮が実現しやすいと言われている。

しかしながら、前章4-6で述べたとおり、現段階において当面は、適切な民間管理主体を選定することが難しいことから、ここでは当面**①公設直営方式**で整備・運営することを前提とし、基本計画に向けた検討を進める。

4) 財源について

新たな複合文化施設の整備に際しては、国等の補助事業による採択は困難であり、一般的には地方債（過疎対策事業債）による対応が考えられる。

なお、複合施設の整備のみではなく、当該地域全体の整備計画として国に申請することで、市街地整備等の一環として道路整備や生活環境整備に係る補助金や規制緩和等が得られる支援措置として、表－13 のような制度・事業がある。

このため、次期総合センターを新たなまちづくりの中核施設として位置づけ、建設地周辺の市街地整備も含めて当該計画を立案・提案していくことも検討に値するものと考えられる。

表－13 複合施設の整備に活用可能な国の支援制度・事業

制度・事業	支援措置の概要	
①地域再生計画制度	制 度 の 概 要	地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援する制度である。 地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、当該地域再生計画に記載した事業の実施にあたり、財政、金融等の支援措置を活用することができる。
	支 援 内 容	・ 地域再生基盤強化交付金；道路や污水处理施設、港整備等の各施設において、複数の施設を一体的に整備する計画に対して交付金を配分 ・ 地域再生支援利子補給金 ・ 補助対象施設の転用手続きの一元化・迅速化の特例 ・ 農地等の転用等の許可の特例
②特定地域再生計画制度	制 度 の 概 要	地域再生計画制度において、全国の地域に共通する重要な政策課題について、国が特定政策課題として設定して、その課題解決に資する先駆的・行政分野横断的な取組に対して地域再生計画の策定や事業実施を支援するものである。 平成 27 年 6 月に地域再生法の一部が改正され、「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」の形成が支援メニューとして盛り込まれている。
	支 援 内 容	・ 特定地域再生計画策定事業；地方公共団体を対象に計画策定経費を補助（10,000 千円を上限に全額補助） ・ 特定地域再生計画推進事業；地方公共団体等の地域再生推進法人として指定されたものが、特定政策課題の解決に資する地域再生計画に記載され、かつ当該補助金以外の他の公共事業と相まって効果を発揮する事業を実施する場合に補助金を交付（補助率は 1/2、他省庁の国庫補助となるものは補助対象外）

制度・事業	支援措置の概要	
③社会資本整備総合交付金	制 度 の 概 要	国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金をひとつの交付金に原則一括して交付する自由度の高い総合的な交付金である。 成長力の強化や地域活性化につながる社会資本総合整備計画を提出して概ね3～5年で実現しようとする目標や事業内容を提出し、整備計画ごとに国費が配分される仕組みであり、事業対象は道路や河川、都市公園、住宅、市街地など広く及ぶ一括交付金制度である。まちづくりにおいては、市街地整備事業のハード事業とまちづくりワークショップ支援等のソフト事業を一体的に進めることにより、その効果を高めることも可能となっている。
	支 援 内 容	・ 交付対象と交付期間：地方公共団体を対象に概ね3～5年 ・ 交付対象事業：基幹事業（道路、下水道、公園、市街地整備、住宅など）や関連社会資本整備事業、効果促進事業 ・ 補助対象経費：工事費、用地補償費、調査費 ・ 補助率：1/2、5.5/10、2/3 など摘要事業により異なる
④その他の支援制度	制 度 等 の 概 要	◆森林活用に係る地方交付税措置（平成28年度から実施予定） 森林整備や国内産木材の有効活用に取り組む自治体への支援を予定しており、地場産木材による公共施設の整備や木質バイオマス発電の振興、自治体による林業者への人材研修、森林境界情報の整理等の事業が対象。（平成28年度は500億円の特別枠を予定）
		◆地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業 地域における再生可能エネルギー熱利用設備の導入促進を図ることを目的とし、地方公共団体、非営利民間団体、地方公共団体と民間事業者が連携して行う再生可能エネルギー熱利用設備導入事業を行う事業者に対し、設備導入費の一部を補助する。 補助対象は設計費、設備費、工事費等の一部で補助対象経費の1/2以内であり、バイオマス熱利用のほか、雪氷熱利用も対象となっている。

5-2 施設整備・施設運営における町民参画に向けて

1) 町民参画プロセスについて

次期総合センターの実現化プロセスにおいては、極力町民参画を図ることが、時代の要請でもあり、小国町の町勢振興にとっても重要となる。町民参画の意義としては、出来上がった施設への愛着や運営参画による利用率の高まりとともに、施設づくりによって培われる町民意識が町勢全般への参画意識を高めるという両面が挙げられる。

以下に、2) で紹介する事例を参考として、次期総合センターの実現化における町民参画プロセスを例示する。

実のある町民参画を図るためには、概ね5年間にわたる4段階のプロセスが必要と考えられる。

【第1段階】

◆構想段階における町民参画推進フレームの設定（必要期間：半年～1年）

- ・町として決定すべき条件と町民参画に諮る内容の整理およびオーソライズ
- ・町として決定すべき条件（案）：敷地、事業手法、予算、担当者、町民参画の手法他
- ・上項を踏まえ町民参画に諮る内容（案）：施設の空間構成、管理運営組織他
- ・町民参画組織の立ち上げ

【第2段階】

◆計画策定段階からの町民参画の推進（必要期間：1年）

- ・計画策定委員会やワークショップ、ヒアリング等を通じた町民意向の表明
- ・次期総合センターにおける活動展開方策、運営参画意識の醸成
- ・利用しやすい環境づくりや利用ルールづくりと情報の受発信方法

【第3段階】

◆設計・施工段階における町民参画の推進（必要期間：3年）

- ・設計者選定プロセス（プロポーザルやコンペ案）への意見提出
- ・設計段階における設計者・行政担当者との意見交換
- ・施工段階における現場見学会・開館記念イベントの企画等、運営段階への機運醸成

【第4段階】

◆運営段階における町民等の参加の促進（必要期間：計画策定段階～開館以降継続）

- ・継続的な人材育成と運営主体や運営組織の育成
- ・複合施設ならではの会員組織の育成や多様な収益方策の検討
- ・外部人材の参画機会の拡大方策
- ・運営組織への参画

2) 住民参画による施設整備の参考事例

●事例1：白鷹町文化交流センター あゆ一む

白鷹町文化交流センター あゆ一む は、白鷹町鮎貝地区のまちづくり拠点施設整備事業の一環として平成 19 年度から整備計画の検討をスタートした。歴史的な佇まいを継承し、高齢化時代の定住力とまちづくりを融合させるために、「文化・交流・人づくり」によるまちづくりの拠点として、地域文化、芸術文化を通じた町内外の人々との交流の場を目指して整備された。

整備・設計から運営に至るまで、一連の過程で町民参画が図られている。

以下、梅津一郎氏（運営委員長 昭和 13 年生まれ）へのヒアリングより、町民参加を図ったプロセスやその過程でのポイント等について抜粋する。

- ▶ 約 45 年前、生まれ故郷の鮎川（現白鷹町）から長井市の小学校に教諭として通っていた当時、長井市には良いホールはあったが、良いコンサートはなかった。そこで、音楽愛好会を結成し、長井市で活動を始めた。室内楽を中心に、36 回のコンサートを企画運営し、白鷹町へ転勤になったのを機に長井市での活動は止めた。
- ▶ 自身は白鷹町に 13 年間勤め、最後は萩野小学校（現在廃校）の校長を務めた。退職の折、白鷹町教育委員会から、今度町でギャラリーと町民の集える場所を併設したホールをつくるので、顔を出して欲しいといわれ、設立委員会に参加した。設立委員会は行政主導で運営され、メンバーはほとんどが町民で、約 30 名が参加していた。意見交換のたたき台は町が用意し、時には、（前）町長自らが会議の進行を行い、町の熱意が伝わってきた。委員会は 5 年くらい続いたと思う。
- ▶ 設立委員会の議論の中で忘れられないのが、ホールの座席数を巡る意見交換であった。町が提示した 200 席の原案に対し、私をはじめ、委員からは 400 席くらいは欲しいという意見が出されたが、担当者からは「梅津さん、400 席はいつ満杯になるのですか？」と問われ、「大きなホールなら周りにいくらでもある。梅津さんが好きな室内楽を親密な雰囲気ですぐで回を重ねて聴ける方が良くありませんか？」と説得された。また、時には 1 泊 2 日で、役所の車で 5 ヶ所くらい先進事例を見て回った。安曇野の岩崎ちひろ美術館（内藤廣設計）と一緒に、八ヶ岳の麓にある西武のつくった可動式のホール（八ヶ岳高原音楽堂：吉村順三設計）を観た時、私は担当者に「これですよ！」と言った。その結果、規模は小さくなったが、今のホールの原イメージが固まった。その後、担当者に音響の重要性を繰り返し訴え、町は永田音響という音響のプロを用意してくれた。何を大事にするかを話し合った 5 年間で、議論の結果は納得のいくものだった。
- ▶ 設計者の選定や、設計協議については、設立委員会が関与した記憶がないので、おそらく町が行ったのだと思う。
- ▶ 竣工後の施設が生きるか死ぬかは館長しだいだと思う。今の橋本館長は、利用者に誠心誠意で向き合ってくれているので、皆また行きたいと思い、いつも「あゆ一む」は町民の集う場になっているのだ。運営委員長として演奏者に出演依頼すると、ネットで検索して評判を確認したうえで快諾してくれるし、一度出演したアーティストは、気に入って手弁当でリピート出演してくれている。

（平成 26 年度報告書 P25-No. 12, P37, P54-55, P68-70 参照）

●事例２：可児市文化センター

岐阜県可児市文化センターでは、基本構想から実施設計に至る過程で徹底した住民参加が行われたが、そのプロセスにおいて、地元の名古屋大学の劇場工学の専門家に指導を依頼し、その紹介で、国内第一線で活躍する専門委員が加わったことが成果につながったと評価されている。

以下、そのプロセスの概略を示す。

平成 8 年 10 月：	公募による「可児市文化センター基本構想等市民懇談会」設置
平成 9 年 4 月：	懇談会から市長へ提言書提出
6 月：	基本構想策定基本計画策定
12 月：	一般公募型プロポーザル設計者選定実施
平成 10 年 4 月：	設計者選定
	基本設計
平成 11 年 1 月：	市民会議との計 45 回の意見交換を含む実施設計開始
平成 12 年 2 月：	着工
平成 14 年 3 月：	竣工

出典：「公共建築への住民参加」（2000. 7、公共建築）

●事例３：太田市総合ふれあいセンター

群馬県太田市総合ふれあいセンターでは、行政と設計者が住民や利用者との意見交換を行いながら施設設計を進めていった。

住民と一体で作りに上げてきた施設は、結果として高い利用率で稼働している。

以下、そのプロセスの概略を示す。

平成 7 年 9 月：	休泊地区区長会（自治会長会）に建設基本計画構想概要説明
10 月：	（仮称）太田市休泊地域総合センターまちづくり委員の公募
	第 1 回まちづくり委員会
11 月：	第 2 回まちづくり委員会
	まちづくり委員会，市長へ報告書提出
12 月：	まちづくり委員会先進地視察
平成 8 年 3 月：	設計コンペ参加業者説明会
6 月：	設計コンペ審査（設計事務所の決定）
	設計コンペ参加作品の市民公開
	公民館利用団体の意見集約
8 月：	まちづくり委員会開催（設計原案に対する寮見）
	公民館利用団体との意見交換
平成 9 年 6 月：	工事請負契約
平成 10 年 9 月：	竣工

出典：「公共建築への住民参加」（2000. 7、公共建築）

（平成 26 年度報告書 P26-No. 19 参照）

●事例 4 黒部市国際文化センター・コラーレ

富山県黒部市国際文化センター・コラーレでは、設計者選定後に設計チームによってコンサルタントが立案した基本計画を見直し、住民の声を取り入れながら設計を進めるとともに、市民参加の施設運営が行われるように市民組織を立ち上げた。

市民による施設運営の先駆けとして、全国的にも注目を集めている。

以下、そのプロセスの概略を示す。

平成 4 年：	設計者選定プロポーザル実施 建築設計事務所・劇場コンサルタント・音響コンサルタントの設計チーム編成 設計チームによる周辺都市文化施設利用状況調査・地元若者ヒアリング 設計チームによる基本計画見直し 設計チームから行政担当者逆指名 設計チームと市民有志による施設運営企画会議を組織
平成 5 年 7 月：	第 1 回企画会議で市民による施設運営組織「黒部文化倶楽部」提案 黒部文化倶楽部により管理運営や事業計画を検討し市に答申
平成 6 年 4 月：	財団法人黒部市国際文化センター設立
平成 7 年春：	施設愛称募集・黒部文化倶楽部を愛称に合わせコラーレ倶楽部に改称
11 月：	開館 以降コラーレ倶楽部が継続的に施設運営・事業計画に関わる

出典：「公共建築への住民参加」（2000. 7、公共建築）

5-3 今後の検討課題

①「山の暮らし伝承創造機構」の設立準備

外部人材等も活用しながら地域資源の発掘や生産者ネットワークの構築、各地区の地域づくり活動や交流活動を支援していく「山の暮らし伝承創造機構」の設立に向けた準備を推進していくことが課題である。

当面は総務企画課内に設立に向けた準備室を設置し、整備構想の実現化に向けて住民参画を図りながら、人材の確保や育成を図ることやセンター開設までに次期総合センターの地域づくり活動等を支える体制を整備していくことが考えられる。

②次期総合センターとあわせた各地区の「小さな拠点」づくりの推進

次期総合センター内に事務局を置く「山の暮らし伝承創造機構」は、各地区の「小さな拠点」との連携を図りながら、様々な地域づくり活動をコーディネートしていく役割を担っている。

したがって、次期総合センターの開設に向けて、旧小学校の利活用方針の具体化を図るとともに、地域コミュニティ組織に働きかけ、「小さな拠点」づくりを推進していく必要がある。

またその際は、各地区に行政の担当職員や「小さな拠点」づくりを支援する職員を配置するなど、「小さな拠点」づくりを促進させていく等の対応も必要と考えられる。

③建設地と各集落を結ぶ交通ネットワークの検討

次期総合センターの利用率を高め、多くの世代に活用を提供するためにも、各集落や「小さな拠点」と次期総合センターを結ぶアクセス手段としての地域交通を確保・維持していくことが重要である。

建設地の検討とあわせて、コミュニティバスの活用や「小さな拠点」で展開が想定される自家用有償旅客運送なども含めて生活交通ネットワークの中に次期総合センターを位置付けてアクセシビリティを高める等の工夫が求められる。

④基本計画の検討に向けた住民参画機会の拡大

近年はまちづくりの分野のみならず、公共施設等の建築分野においても住民参加型の施設づくりが進みつつあり、施設整備後の運営の円滑化を図るためにも企画・設計段階から住民参画を図ることが求められている。

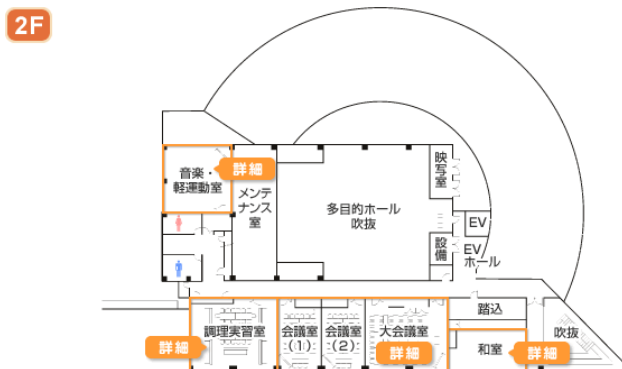
また、基本計画から実施設計までの手続きの透明化を図ることは、地域住民の郷土愛や施設愛を育み、施設運営の円滑化を図る上でも重要と考えられる。

このため、今後、基本計画や実施設計を検討していく際には、積極的な住民参画の場を設け、住民の力で作られたというプロセスを明確化していくことが必要と考えられる。

【参考資料：施設整備の例示】

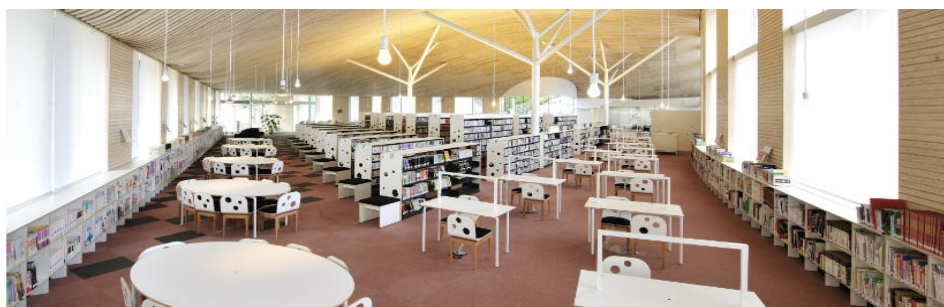
①道の駅と図書館、多目的ホールの複合施設の整備例

(事例) 大阪府和泉市 和泉市南部リージョンセンター



②学びや子育て、町内外との交流という理念のもとで計画された図書館の例

(事例1) 長野県小布施町 小布施町立図書館「まちとしょテラソ」



(広々としたスペースに書架を斜めに配置して全体を見渡せるように配慮している)

(事例2) 福島県会津若松市 会津若松市生涯学習総合センター「會津稽古堂」



(使いやすいワンフロアに書架の高さを抑制した広がりのあるスペースを確保している)

③可動式客席をもつ多目的ホールの整備例

(事例1) 北海道当麻町 当麻町公民館



当麻町公民館の全景



可動式座席収納時

ホール座席稼働時

(事例2) 東京都中央区 日本橋女学館中学校・高等学校



(舞台下に座席が収納できる多目的ホール)

(事例3) 岡山県岡山市 南ふれあいセンター



(198 席の可動式座席)

④文化施設内のギャラリーの整備例

(事例) 宮城県加美町 やくらい文化センター (加美町小野田文化施設)



(オープングャラリーと創作室を併設)

⑥研修室や練習室の整備例

(事例1) 新潟県柏崎市 柏崎文化会館



(間仕切り型の研修室)

(事例2) 北海道網走市 オホーツク・文化交流センター



(楽屋利用を兼ねた研修室)

(事例3) 岐阜県中津川市 にぎわいプラザ



(練習室)

(事例4) 兵庫県尼崎市 創業支援オフィスアビーズ



(創業支援スペース)

⑦ロビーや談話コーナーの整備例

(事例1) 静岡県島田市 初倉地域総合センター



(ロビー総合受付)

(事例2) 山形県川西町 フレンドリープラザ



(ロビー談話コーナー)

⑨段差のない中庭の整備例

(事例) 滋賀県余呉町 余呉やまなみセンター



⑨複合施設内に保育園を整備した例

(事例) 大分県大分市 ホルトホール大分



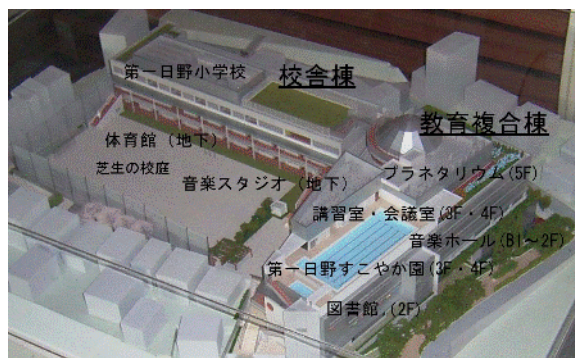
ホルトホール大分の全景



ホールに併設された保育園

⑩学校施設を活用した文化施設と幼保一体型施設の整備事例

(事例) 東京都品川区 品川区立第一日野小学校・幼保一体型施設・教育複合施設



(小学校を改築し教育複合施設を一体的に整備)



(教育複合棟内の音楽ホール)

次期総合センター整備構想策定事業 報告書

平成 2 8 年 3 月

山形県 小国町 総務企画課

〒999-1363 山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町2丁目70 TEL: 0238-62-2264 FAX: 0238-62-5464

株式会社 シンクタンクみらい

〒108-0014 東京都港区芝5-14-15 望月ビル5階 TEL: 03-6435-2308 FAX: 03-6435-2309